職 発 0828第 5 号
令 和 8 年 8 月 28日

各都道府県労働局長　殿

厚生労働省職業安定局長
（ 公　印　省　略 ）

令和９年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第30条の４第１項第２号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」」等について

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」（昭和60年法律第88号。以下「法」という。）により、派遣元事業主は、派遣労働者の公正な待遇を確保するため、派遣先に雇用される通常の労働者との間の均等・均衡待遇（法第30条の３の規定に基づき、派遣先に雇用される通常の労働者との間で不合理な待遇の禁止等に係る措置を講ずることをいう。以下同じ。）の確保又は法定の要件を満たす労使協定（法第30条の４第１項の規定に基づいた、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定をいう。以下同じ。）による待遇の確保（以下「労使協定方式」という。）のいずれかの待遇決定方式により、派遣労働者の待遇を確保しなければならないこととされている。

労使協定方式においては、派遣労働者の賃金の決定の方法を労使協定により定めることとされ、当該方法については、「派遣労働者が従事する業務と同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金（以下「一般賃金」という。）の額として厚生労働省令で定めるものと同等以上の賃金の額となるものであること」等の要件を満たすことが必要とされている。

令和９年度の一般賃金等の取扱いについては、下記のとおりであるので、遺漏なきを期されたい。

記

第１　基本的な考え方

１　労使協定方式の趣旨・目的

派遣労働者について、その就業場所は派遣先であり、待遇に関する納得感を考慮するためには、派遣先の労働者との均等・均衡待遇を確保するための措置が重要な観点となる。

一方で、この場合、派遣先が変わるごとに賃金水準が変わり、派遣労働者の所得が不安定になることが想定され、また、一般に賃金水準は大企業であるほど高く、小規模の企業であるほど低い傾向にあるが、派遣労働者が担う職務の難易度は、同種の業務であっても大企業であるほど高度で、小規模の企業ほど容易とは必ずしも言えず、結果として派遣労働者個人の段階的・体系的なキャリアアップ支援と不整合な事態を招くこともあり得るものである。

このため、労使協定方式については、派遣元事業主が労使協定を締結した場合には、労使協定に基づき派遣労働者の待遇を決定することで、計画的な教育訓練や職務経験による人材育成を経て、段階的に待遇を改善するなど、派遣労働者の長期的なキャリア形成に配慮した雇用管理を行うことができるようにしたものである。

２　協定対象派遣労働者の待遇改善を進めるに当たって留意すべき事項

派遣元事業主は、法第30条の５に規定する協定対象派遣労働者（以下「協定対象派遣労働者」という。）の待遇の改善を進める観点から、法第30条の４第１項第２号の賃金の決定の方法を労使協定で定めるに当たっては、以下の事項に留意すること。（派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針（平成11年労働省告示第137号。以下「派遣元指針」という。）第２の８（８）ハ関係（令和８年10月１日以降））

（１）一般賃金の額を遵守した上で、経済・物価動向及び賃金動向を勘案して労使協定に定める賃金の額を決定することについて労使で十分に協議することが考えられること。

（２）一般賃金の額が下がった場合であっても、従前の労使協定に定める賃金の額を基礎として、公正な待遇の確保について労使で十分に協議することが望ましいこと。

（３）労使で十分に協議を行ったとしても、待遇を引き下げる場合、労働条件の不利益変更となり得るものであり、労働条件の不利益変更には、労働契約法（平成19年法律第128号）第９条に基づき、原則として労使双方の合意が必要であること。

なお、派遣元指針第２の８（７）ロ及びハ（令和８年10月１日以降）において、派遣元事業主は、労働者派遣に関する料金の額（以下「派遣料金」という。）に係る派遣先との交渉が派遣労働者の待遇の改善にとって極めて重

要であることを踏まえつつ派遣料金交渉に当たるとともに、派遣料金が引き上げられた場合には、可能な限り、当該労働者派遣に係る派遣労働者の賃金を引き上げるよう努めることと定めていることについて留意すること。

また、賃金を引き下げることを目的に、使用する統計等の変更及び使い分けを行うことは、法の趣旨に反するものとして認められない。

3　労使協定に定める賃金の決定の方法

派遣元事業主は、派遣労働者の待遇について、法第30条の３の規定に基づき、派遣先に雇用される通常の労働者との間の均等・均衡待遇を確保しなければならないが、法第30条の４第１項の規定に基づき、労使協定を締結し、法定の事項を定めた場合には、労使協定に基づく待遇（法第40条第２項の教育訓練及び同条第３項の福利厚生施設を除く。）を確保することとされている。

労使協定に定める事項については、法第30条の４第１項各号に掲げられているが、同項第２号の規定に基づき、協定対象派遣労働者の賃金の決定の方法を定めなければならない。また、当該方法については、同項第２号イ及びロに基づき、以下の４及び５に定める要件を満たすものでなければならない。

ただし、要件を満たした労使協定を締結した場合であっても、労使協定に定めた協定対象派遣労働者の賃金の決定の方法に基づき、協定対象派遣労働者に対して賃金が支払われていない場合には、労使協定に定めた事項を遵守していないものとして、法第30条の３の規定に基づき、派遣先に雇用される通常の労働者との間の均等・均衡待遇を確保しなければならないことに留意すること。

4　法第30条の４第１項第２号イの要件

労使協定に定める協定対象派遣労働者の賃金の額については、一般賃金の額と同等以上となるものでなければならない。

（１）一般賃金

一般賃金の額については、法第30条の４第１項第２号イ及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和61年労働省令第20号。以下「則」という。）第25条の９の規定により、「派遣先の事業所その他派遣就業の場所の所在地を含む地域において派遣労働者が従事する業務と同種の業務に従事する一般の労働者であって、当該派遣労働者と同程度の能力及び経験を有する者の平均的な賃金の額」とされており、派遣労働者の業務、能力及び経験並びに派遣就業場所が勘案されるものである。

この「一般の労働者」とは、無期雇用かつフルタイムの労働者をいう。

また、「派遣先の事業所その他派遣就業の場所」については、平成11年11月17日付女発第325号、職発第814号「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律、関係政省令等の施行について」の別添「労働者派遣事業関係業務取扱要領」第７の５と同様である。具体的には、工場、事務所、店舗等、場所的に他の事業所その他の場所から独立していること、経営の単位として人事、経理、指導監督、労働の態様等においてある程度の独立性を有すること、一定期間継続し、施設としての持続性を有すること等の観点から実態に即して判断することとなり、常に雇用保険の適用事業所と同一であるわけではない。また、「派遣先の事業所その他派遣就業の場所」については、協定対象派遣労働者が実際に就業する場所とは限らず、上記の独立性や持続性を踏まえた判断に応ずるものであり、例えば、派遣先の事業所が東京都にあるが、協定対象派遣労働者が実際に就業する場所が埼玉県である場合において、埼玉県の就業場所が上記の判断の結果、独立性や持続性を有していない場合については、「派遣先の事業所その他派遣就業の場所」は東京都である。

なお、一般賃金の範囲については、労働基準法（昭和22年法律第49号）の賃金に含まれるかどうかにより判断し、基本給のみならず諸手当も含まれるが、時間外、休日及び深夜の労働に係る手当等は含まれないこと。

（２）協定対象派遣労働者の賃金

法第30条の４第１項第２号の協定対象派遣労働者の賃金の範囲についても、一般賃金と同様、労働基準法の賃金に含まれるかどうかにより判断し、基本給のみならず諸手当も含まれるが、時間外、休日及び深夜の労働に係る手当等は含まれないこと。

（３）同等以上

「同等以上」とは、労使協定に定める協定対象派遣労働者の賃金の額が、一般賃金の額と同額以上であることをいう。

また、「基本給・賞与・手当等」（賃金から通勤手当及び退職金を除いたものをいう。以下同じ。）等の比較に当たっては、比較を簡便にする観点から、時給換算した額を比較することとする。

５　法第30条の４第１項第２号ロの要件

通勤手当、家族手当、住宅手当、別居手当、子女教育手当その他名称の如何を問わず支払われる賃金（職務の内容に密接に関連して支払われるものを除く。）を除く賃金については、派遣労働者の職務の内容、職務の成果、意欲、能力又は経験その他の就業の実態に関する事項の向上があった場合に改善されるものでなければならない。

なお、これらの事項のうちどの事項を勘案するか、その事項をどのように勘案するかは、基本的に労使に委ねられるものである。

6　適用日等

本通知は、令和９年４月１日から令和10年３月31日までの期間について、適用することとする。

なお、本通知で定める一般賃金の額について、適用日より前に適用することを妨げるものではない。ただし、本通知で定める一般賃金の額を適用日より前に適用することにより、協定対象派遣労働者の賃金を引き下げる場合は、労働条件の不利益変更となり得るものであることに留意すること。

また、協定対象派遣労働者の賃金を引き下げることを目的に、一部の職種のみ本通知で定める一般賃金の額を適用日より前に適用する場合等は、法の趣旨に反するものであり認められない。

この他、本通知で示す一般賃金等の取扱いについては、直近の統計調査等の結果等を踏まえ、毎年度更新する。

第２　一般賃金の取扱い

一般賃金の取扱いについては、「基本給・賞与・手当等」、「通勤手当」、「退職金」ごとに、以下の１から３までのとおりとする。

1　基本給・賞与・手当等

（１）一般賃金のうち基本給・賞与・手当等（以下「一般基本給・賞与等」という。）の考え方

一般賃金については、同種の業務、同程度の能力及び経験並びに同一の派遣就業場所における無期雇用かつフルタイムの労働者の賃金であるため、これらに対応するよう、一般基本給・賞与等は以下の方法により算出することとする。

方法：職種別の基準値（①）×能力・経験調整指数（②）×地域指数（③）

①　職種別の基準値

職種別の基準値については、賃金構造基本統計調査の特別集計により算出した賃金、又は職業安定業務統計の特別集計による求人賃金（月額）の下限額の平均を基に一定の計算方法により賞与込みの時給に換算した額とする。

②　能力・経験調整指数

「能力・経験調整指数」とは、能力及び経験の代理指標として、賃金構造基本統計調査の特別集計により算出した勤続年数別の所定内給与（産業計）に賞与を加味した額により算出した指数である。具体的には、「勤続０年」を100として算出したものであり、以下の表のと

おりとなる。

０年	１年	２年	３年	５年	10年	20年
100.0	117.5	125.3	130.0	136.2	139.8	181.4

③　地域指数

「地域指数」とは、派遣就業場所の地域の物価等を反映するため、職業安定業務統計の求人平均賃金をもとに、都道府県及び公共職業安定所（以下「ハローワーク」という。）の管轄地域別に、全国計を100として職業大分類の構成比の違いを除去して算出した指数である。

（２）一般基本給・賞与等の額

（１）に定める一般基本給・賞与等の額については、別添１又は別添２の数値（（１）の①×②）に別添３の地域指数（（１）の③）を乗じた額とし、当該方法により一般基本給・賞与等を算出した結果、１円未満の端数が生じた場合には、当該端数を切り上げることとする。

また、一般基本給・賞与等の額の算定の結果、一般基本給・賞与等の「基準値（０年)」の額が最低賃金法（昭和24年法律第137号）第９条第１項の地域別最低賃金（以下「地域別最低賃金」という。）又は同法第15条第１項の特定最低賃金（以下「特定最低賃金」という。）を下回る場合には、地域別最低賃金又は特定最低賃金の額を「基準値（０年)」の額とした上で、当該額に能力・経験調整指数を乗じることにより、一般基本給・賞与等の額を算出すること。この場合においても、一般基本給・賞与等を算出した結果、１円未満の端数が生じた場合には、当該端数を切り上げることとする。

なお、別添１及び別添２の数値については、以下の点に留意すること。

①　賃金構造基本統計調査の数値の留意点

イ　「基準値（０年)」の数値は、以下の（イ）から（ハ）までのとおり集計したものである。

（イ）　賃金構造基本統計調査（集計対象：企業規模10人以上の企業）の無期雇用かつフルタイムの労働者の「所定内給与額」及び「特別給与額（12ヶ月で除したもの)」を合算した額を各労働者の所定内労働時間で時給換算したものの平均値を算出。

（ロ）　（イ）で算出した数値から一般の労働者の通勤手当相当分「67円」（２の（２）参照）を控除。

（ハ）　賃金構造基本統計調査の「勤続０年」の数値には中途採用者が含まれていることを踏まえ、（ロ）で算出した数値から

学歴計の初任給との差（11.9%）を控除。

ロ　「基準値（０年）最大値」の数値は、過去に適用された当該職種の基準値（０年）の額が、令和９年度に適用される基準値（０年）の額より高い場合にその最大の額を記載。

なお、令和９年度に適用される基準値（０年）の額が最も高い場合は、「-」と記載。

ハ　「参考値（０年)」の数値は、一般の労働者の通勤手当相当分「67円」の控除及び学歴計の初任給との差（11.9%）の調整を行う前のイの（イ）の数値である。

②　職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした数値の留意点

イ　「基準値（０年)」の数値は、以下の（イ）及び（ロ）のとおり集計したものである。

（イ）　ハローワークで受理した無期雇用かつフルタイムの労働者の求人賃金の下限額の平均を時給換算した額（月額×12÷52÷40）を算出。なお、求人賃金は、勤続年数別に整理することができないため、勤続０年目相当の額として、未経験者の賃金額と考えられる下限額の平均を基準値としたものである。

（ロ）　求人賃金に特別給与が含まれていないことから、賞与相当分を勘案するため、（イ）で算出した数値に、賃金構造基本統計調査の「勤続０年」の特別給与により計算した賞与指数「1.02」を乗じた数値を算出。

ロ　基本給及び定期的に支払われる手当が含まれており、通勤手当は含まれていない。

ハ　「基準値（０年）最大値」の数値は、過去に適用された当該職種の基準値（０年）の額が、令和９年度に適用される基準値（０年）の額より高い場合にその最大の額を記載。

なお、令和９年度に適用される基準値（０年）の額が最も高い場合は、「-」と記載。

ニ　「参考値①（０年)」の数値は、ハローワークで受理した無期雇用かつフルタイムの求人に係る求人賃金（月給）の上限額と下限額の中間値の平均を時給換算（月額×12÷52÷40）し、賞与指数「1.02」を乗じた数値である。

ホ　「参考値②（０年)」の数値は、ハローワークで受理した無期雇用かつフルタイムの求人に係る求人賃金（月給）の上限額の平均を時給換算（月額×12÷52÷40）し、賞与指数「1.02」を乗じた数値である。

２　通勤手当

一般賃金のうち通勤手当（以下「一般通勤手当」という。）については、以下の（１）又は（２）から労使で選択するものとする。なお、一つの労使協定において、（１）と（２）の双方を選択することも可能である。

（１）実費支給により「同等以上」を確保する場合

協定対象派遣労働者に対し、通勤手当として、派遣就業の場所と居住地の通勤距離や通勤方法に応じた実費が支給される場合には、一般通勤手当と同等以上であるものとする。ただし、当該通勤手当の額に上限があるため、通勤手当の額が、派遣就業の場所と居住地の距離に係る費用の実費に満たない協定対象派遣労働者がおり、当該上限額を協定対象派遣労働者の平均的な所定内労働時間１時間当たりに換算した額が「67円」未満である場合には、当該額が「67円」以上となるようにすること。

（２）一般の労働者の通勤手当に相当する額と「同等以上」を確保する場合

一般の労働者の１時間当たりの通勤手当に相当する額を一般通勤手当とし、当該額を「67円」とする。

※「67円」は、厚生労働省「令和７年就労条件総合調査」の通勤手当の平均額を「令和７年賃金構造基本統計調査」の所定内給与及び特別給与の合計額で除して得た「給与に占める通勤手当の割合」に「令和７年賃金構造基本統計調査」の所定内給与及び特別給与の合計額を乗じて得た額に制度導入割合を乗じて得た額を時給換算した額である。

３　退職金

一般賃金のうち退職金（以下「一般退職金」という。）については、以下の（１）、（２）又は（３）から労使で選択するものとする。なお、一つの労使協定において、労働者の区分ごとに（１）から（３）までを選択することも可能である。

（１）退職手当制度で比較する場合

協定対象派遣労働者と一般の労働者の退職手当制度を比較する場合、一般退職金は、退職手当制度がある企業の割合、退職手当の受給に必要な所要年数、退職手当の支給月数及び退職手当の支給金額を示した別添４により一般の労働者の退職手当制度として設定したものとする。

（２）一般の労働者の退職金に相当する額と「同等以上」を確保する場合

一般の労働者の現金給与額に占める退職給付等の費用の割合（以下この（２）及び（３）において「退職給付等の費用の割合」という。）を一般基本給・賞与等に乗じた額を一般退職金とし、当該割合を「５％」とする。当該一般退職金を算出した結果、１円未満の端数が生じた場合

には、当該端数を切り上げることとする。

（３）中小企業退職金共済制度等に加入する場合

退職給付等の費用の割合を一般基本給・賞与等に乗じた額を一般退職金とし、当該割合を「５％」とする。当該一般退職金を算出した結果、１円未満の端数が生じた場合には、当該端数を切り上げることとする。

※「５％」とは、「令和３年就労条件総合調査」の「退職給付等の費用」の「現金給与額」（令和３年賃金構造基本統計調査により超過勤務手当分を除いた額）に占める割合である。

※一人の協定対象派遣労働者について、（２）及び（３）を併用することが可能であり、その場合にも、（２）又は（３）と同様、退職給付等の費用の割合を一般基本給・賞与等に乗じた額を一般退職金とし、当該割合を「５％」とする。

第３　協定対象派遣労働者の賃金の取扱い

第２の一般賃金の額と同等以上の額を確保する必要がある協定対象派遣労働者の賃金の取扱いについては、「基本給・賞与・手当等」、「通勤手当」、「退職金」ごとに、以下の１から３までのとおりとし、これらの賃金の全部又は一部を合算して「同等以上」を確保する場合の取扱いは、４のとおりとする。

１　基本給・賞与・手当等

以下の（１）及び（２）を合算した額を時給換算した額をいい、当該額が一般基本給・賞与等の額と同額以上でなければならない。また、時給換算した結果、１円未満の端数が生じた場合には、当該端数を切り捨てることとする。

（１）基本給

個々の協定対象派遣労働者に実際に支給される額をいう。

（２）賞与・手当等

賞与・手当等に相当する賃金については、例えば、業績に連動した手当等のように、仮に個々の協定対象派遣労働者ごとに一定額の支払いを求めることとするとした場合に、賞与・手当等としての機能や賃金体系の柔軟性が失われるおそれがあるものもあることから、「個々の協定対象派遣労働者に実際に支給される額」のほか、「直近の事業年度において協定対象派遣労働者に支給された額の平均額」、「協定対象派遣労働者に支給される見込み額の平均額」又は「標準的な協定対象派遣労働者に支給される額」等を労使で選択することも可能である。

２　通勤手当

（１）実費支給により「同等以上」を確保する場合

第２の２の（１）のとおりである。

（２）一般の労働者の通勤手当に相当する額と「同等以上」を確保する場合

通勤手当として支給される賃金を時給換算した額をいい、当該額が第２の２の（２）の「67円」以上でなければならない。当該賃金の額については、「個々の協定対象派遣労働者に実際に支給される額」のほか、「直近の事業年度において協定対象派遣労働者に支給された額の平均額」、「協定対象派遣労働者に支給される見込み額の平均額」又は「標準的な協定対象派遣労働者に支給される額」等を労使で選択することも可能である。

３　退職金

（１）退職手当制度で比較する場合

協定対象派遣労働者を対象とする退職手当制度をいい、第２の３の（１）のとおり設定した一般の労働者の退職手当制度と同等以上の水準となるものでなければならない。この「協定対象派遣労働者を対象とする退職手当制度」については、「全ての協定対象派遣労働者に適用されるものであること」、「退職手当の決定、計算及び支払の方法（例えば、勤続年数、退職事由等の退職手当額の決定のための要素、退職手当額の算定方法及び一時金で支払うのか年金で支払うのか等の支払の方法をいう。）」及び「退職手当の支払の時期」が明確なものでなければならない。

なお、「同等以上の水準」とは、第２の３の（１）のとおり設定した一般退職金の勤続年数別の支給月数又は支給金額と同水準以上であることをいう。

（２）一般の労働者の退職金に相当する額と「同等以上」を確保する場合

協定対象派遣労働者に支給される退職金相当の手当等に相当する賃金をいい、当該賃金の額が第２の３の（２）の一般退職金と同額以上でなければならない。当該賃金の額については、「個々の協定対象派遣労働者に実際に支給される額」のほか、「直近の事業年度において協定対象派遣労働者に支給された額の平均額」、「協定対象派遣労働者に支給される見込み額の平均額」又は「標準的な協定対象派遣労働者に支給される額」等を労使で選択することも可能である。

（３）中小企業退職金共済制度等に加入する場合

第２の３の（３）の一般退職金の額以上の掛金（派遣元事業主負担分に限る。以下同じ。）により、中小企業退職金共済制度、確定給付企業年金、確定拠出年金等（以下「中小企業退職金共済制度等」という。）に加入する場合又は一般退職金の額以上の退職一時金の費用を派遣元事業主が負担している場合には、協定対象派遣労働者の退職金が一般

退職金と同等以上であるものとみなす。この「等」には、例えば、派遣元事業主が独自に設けている企業年金制度が含まれるものである。

なお、派遣労働者の納得感により資するよう、協定対象派遣労働者の基本給・賞与・手当等の額に退職給付等の費用の割合を乗じた額以上の額を中小企業退職金共済制度、確定給付企業年金、確定拠出年金等の掛金等とすることが望ましいものである。

※一人の協定対象派遣労働者について、（２）及び（３）を併用することが可能であり、その場合には、（２）の賃金と（３）の掛金等の合計額が、第２の３の（２）又は（３）の一般退職金の額と同額以上でなければならない。

４　「基本給・賞与・手当等」、「通勤手当」、「退職金」の全部又は一部を合算する場合の取扱い

「基本給・賞与・手当等」、「通勤手当」、「退職金」の全部又は一部を合算した上で一般賃金の額と「同等以上」を確保する場合には、以下の表の①から③までのいずれかの方法によらなければならない。なお、「通勤手当」を合算することができるのは、第２の２の（２）及び第３の２の（２）の場合に限られ、「退職金」を合算することができるのは、第２の３の（２）及び第３の３の（２）の場合に限られる。

	一般賃金	協定対象派遣労働者の賃金
①	「一般基本給・賞与等」 ＋「一般通勤手当」（67円）	「基本給・賞与・手当等」 ＋「通勤手当」
②	「一般基本給・賞与等」 ＋「一般退職金」（５％を一般基本給・賞与等に乗じた額）	「基本給・賞与・手当等」 ＋「退職金」
③	「一般基本給・賞与等」 ＋「一般通勤手当」（67円） ＋「一般退職金」（５％を一般基本給・賞与等に乗じた額）	「基本給・賞与・手当等」 ＋「通勤手当」 ＋「退職金」

第４　労使協定の締結における留意点

以下の１から３について、労使で十分な協議を行った上で合意した内容を労使協定に定めること。

また、労使協定の締結に当たっては、第１の１及び２に記載のとおり、労使

協定方式の趣旨・目的等に鑑みて、協定対象派遣労働者の公正な待遇の確保について労使で十分に協議すること。

１　基本給・賞与・手当等

以下の（１）から（３）までを労使で選択し、選択した内容をもとに、第２の１のとおり一般基本給・賞与等を算定した上で、算定した一般基本給・賞与等及び協定対象派遣労働者の基本給・賞与・手当等を労使協定に定めること。

（１）職種別の基準値

一般基本給・賞与等の職種別の基準値は、労働者派遣契約、就業の実態等を勘案し、別添１又は別添２の職種の基準値のうち、協定対象派遣労働者が従事する業務と最も近いと考えられるものを選択すること。例えば、協定対象派遣労働者の「中核的業務」をもとに、これらの統計の職種別の賃金を選択することが考えられる。なお、「中核的業務」とは、ある労働者に与えられた職務に伴う個々の業務のうち、当該職務を代表する中核的なものを指し、「与えられた職務に本質的又は不可欠な要素である業務」、「その成果が事業に対して大きな影響を与える業務」及び「労働者本人の職務全体に占める時間的割合・頻度が大きい業務」の基準に従って総合的に判断されるものである。職種の選択に当たっては、職種について解説している「賃金構造基本統計調査の「役職及び職種解説」」又は「第５回改訂　厚生労働省編職業分類　職業分類表改訂の経緯とその内容」（独立行政法人労働政策研究・研修機構 2022年12月）を参照すること。

また、別添１又は別添２のうち、どの職種を選択するかは、基本的には労使の選択に委ねられるものであるが、協定対象派遣労働者の賃金を引き下げることを目的として、恣意的に職種を使い分けることは法の趣旨に反するものであり認められない。

この他、一つの労使協定において、職種ごとに別添１及び別添２を使い分ける場合には、その理由を労使協定に記載すること。また、一つの労使協定において、別添２の職種を選択する場合であって、「「大分類」と「当該大分類内の中分類又は小分類」」又は「「中分類」と「当該中分類内の小分類」」を使い分ける場合には、その理由を労使協定に記載すること。

（２）能力・経験調整指数

一般基本給・賞与等の能力・経験調整指数は、第２の１の（１）の②のとおりであるが、協定対象派遣労働者の賃金の決定方法に応じて、協定対象派遣労働者の能力及び経験を踏まえつつ、一般の労働者の勤続何年目相当に該当するかを考慮して適切なものを選択し、労使協定に

定めること。例えば、協定対象派遣労働者の賃金が職務給である場合には、派遣労働者の業務の内容、難易度等が一般の労働者の勤続何年目に相当するか、という観点から選択することが考えられる。

（３）地域指数

一般基本給・賞与等の地域指数は、第２の１の（１）の③のとおりであるが、協定対象派遣労働者の派遣先の事業所その他派遣就業の場所の所在地を含む都道府県又はハローワーク別の地域指数を選択し、労使協定に定めること。

また、都道府県又はハローワーク別の地域指数のいずれかを選択するかは、基本的には労使の選択に委ねられるものであるが、協定対象派遣労働者の賃金を引き下げることを目的として、恣意的に地域指数を使い分けることは、法の趣旨に反するものであり認められない。

この他、一つの労使協定において、都道府県及びハローワーク別の地域指数を使い分ける場合には、その理由を労使協定に記載すること。

なお、地域指数として全国計「100.0」の数値を用いることについては、則第25条の９に定める「派遣先の事業所その他派遣就業の場所の所在地」を勘案していることにはならず、一般賃金の額の算定要件を満たすものではないため、認められない。

２　通勤手当

（１）実費支給により同等以上を確保する場合

協定対象派遣労働者に対して、通勤手当として、派遣就業の場所と居住地の距離に係る費用の実費に相当する額を支給する旨を労使協定に定めること。当該額に上限がある場合には、上限額を協定対象派遣労働者の平均的な所定内労働時間１時間当たりに換算した額をあわせて労使協定に定めること。

（２）一般の労働者の通勤手当に相当する額と「同等以上」を確保する場合

第２の２の（２）の一般通勤手当「67円」及び第３の２の（２）又は４を満たすことが分かる内容を労使協定に定めること。

３　退職金

（１）退職手当制度で比較する場合

第２の３の（１）のとおり設定した一般退職金及び第３の３の（１）の協定対象派遣労働者を対象とする退職手当制度を労使協定に定めること。

（２）一般の労働者の退職金に相当する額と「同等以上」を確保する場合

第２の３の（２）の一般退職金及び第３の３の（２）又は４を満たすことが分かる内容を労使協定に定めること。

（３）中小企業退職金共済制度等に加入する場合

協定対象派遣労働者が中小企業退職金共済制度等に加入する旨を労使協定に定めること。例えば、中小企業退職金共済制度の場合には、独立行政法人勤労者退職金共済機構・中小企業退職金共済事業本部との間で退職金共済契約を締結する旨を労使協定に定めることが考えられる。

第５　本通知に示す統計以外の統計の利用

一般基本給・賞与等、一般通勤手当及び一般退職金については、以下の１から３までのとおり、本通知に示す統計以外の統計（以下「独自統計等」という。）を用いることを可能とする。なお、独自統計等を用いる場合には、その理由を労使協定に記載すること。

１　一般基本給・賞与等

（１）考え方

一般基本給・賞与等については、第２の１の（２）のとおり、本通知に示す別添１又は別添２の数値等を労使で選択することとなるが、賃金構造基本統計調査で把握できる職種と派遣労働者が実際に行う業務との間に乖離がある場合、又は厚生労働省編職業分類の各小分類に含まれる職業に照らして、当該小分類に係る求人賃金の下限額の平均が派遣労働者の実際に行う業務に対する賃金の基準値とするのに適切でないと認められる場合等には、一定の要件を満たすことを条件として、独自統計等を用いることを認める。

（２）使用可能な独自統計等

以下の①から③までの統計を認める。

①　統計法（平成19年法律第53号）第２条第６項の基幹統計調査又は同条第７項に規定する一般統計調査に該当する調査

②　①以外の地方公共団体又は独立行政法人等（統計法第２条第２項の独立行政法人等をいう。第５において同じ。）による統計

③　①及び②以外の統計であって、（３）の要件を満たすもの

（３）独自統計等の要件

（２）の①及び②については、厚生労働省職業安定局需給調整事業課（以下「需給調整事業課」という。）への協議は不要であるが、例えば、一般賃金として適切な母集団でない統計調査等は独自統計等として認められない。

（２）の③の統計については、以下の①から⑦までの事項を満たすものでなければならない。また、既存の統計ではなく、（２）の③の統計に該当する統計を作成するため、経済団体、労働組合、業界団体等が新

たに調査を実施する場合には、当分の間、当該調査を実施する前に、需給調整事業課に協議するものとする。

また、派遣元事業主は、（２）の③の統計を用いる場合には、当分の間、労使協定を締結する前に、需給調整事業課に協議するものとする。ただし、経済団体、労働組合、業界団体等が実施した調査であって同課に協議したものによる統計を用いる場合には、労使協定を締結する前に、同課に報告するものとする。

① 調査対象とする業務等が明確であること。

② 適切なサンプルサイズが確保されていること。具体的には、職種及び勤続年数ごとに標準誤差率５％以内又は250以上のサンプルサイズが確保されていること。

③ 標本が無作為に抽出されていること。

④ 一般基本給・賞与等を調査するものとして、適切な母集団が設定されていること。具体的には、母集団が少数の企業のみで構成されている場合や派遣先の顧客企業のみで構成されている場合、企業規模に偏りがある場合、母集団を恣意的に操作できる場合等は、認められない。また、当該母集団の特性を⑦の公表の際に示すこと。

⑤ 一般基本給・賞与等として用いる調査として、適切な復元処理を行っていること。

⑥ 調査時点が適切であること。原則として、適用しようとする基本給・賞与・手当等の直近１年以内の数値を調査することとするが、これより前の数値を調査する場合には、一般基本給・賞与等として用いる際に、適切な賃金上昇率を用いて補正すること。

⑦ 経済団体、労働組合、業界団体等が行う公表を前提とした統計調査であること。

（４）独自統計等を用いる場合の留意点

① 独自統計等の数値を一般基本給・賞与等とする場合には、独自統計等を労使協定に添付するとともに、独自統計等を用いる理由を労使協定に記載すること。

② 原則として、独自統計等の調査対象地域に協定対象派遣労働者の就業場所等が含まれていること。調査対象地域が全国又は都道府県をまたぐ地域である場合には、派遣先の事業所その他派遣就業の場所に応じて、地域指数により数値を補正すること。

③ 独自統計等の有効期間は原則１年とすること。ただし、労使で十分な議論を行うことを前提として、適切な賃金上昇率を用いて補正し、労使協定に記載する場合は、当該補正を行った額を使用することも認められること（ただし、用いようとする独自統計等について、当該独自統計等が最新版の調査であるか確認すること。）。

２　一般通勤手当

（１）考え方

第２の２の（２）の「67円」については、無期雇用かつフルタイムの労働者に支給された通勤手当の平均値をもとに算出した限定的な数値であるため、一定の要件を満たすことを条件として、独自統計等を用いることを認める。

（２）使用可能な独自統計等

以下の①から③までの統計を認める。

①　統計法第２条第６項の基幹統計調査又は同条第７項に規定する一般統計調査に該当する調査

②　①以外の地方公共団体又は独立行政法人等による統計

③　①及び②以外の統計であって、（３）の要件を満たすもの

（３）独自統計等の要件

（２）の①及び②については、需給調整事業課への協議は不要であるが、例えば、一般賃金として適切な母集団でない統計調査等は独自統計等として認められない。

（２）の③の統計については、以下の①から⑦までの事項を満たすものでなければならない。また、既存の統計ではなく、（２）の③の統計に該当する統計を作成するため、経済団体、労働組合、業界団体等が新たに調査を実施する場合には、当分の間、当該調査を実施する前に、需給調整事業課に協議するものとする。

また、派遣元事業主は、（２）の③の統計を用いる場合には、当分の間、労使協定を締結する前に、需給調整事業課に協議するものとする。ただし、経済団体、労働組合、業界団体等が実施した調査であって同課に協議したものによる統計を用いる場合には、労使協定を締結する前に、同課に報告するものとする。

①　調査対象とする地域又は交通手段等が明確であること。

②　適切なサンプルサイズが確保されていること。具体的には、地域ごとに標準誤差率５％以内又は250以上のサンプルサイズが確保されていること。

③　標本が無作為に抽出されていること。

④　一般通勤手当を調査するものとして、適切な母集団が設定されていること。具体的には、母集団が少数の企業のみで構成されている場合や派遣先の顧客企業のみで構成されている場合、企業規模に偏りがある場合、母集団を恣意的に操作できる場合等は、認められない。また、当該母集団の特性を⑦の公表の際に示すこと。

⑤　一般通勤手当として用いる調査として、適切な復元処理を行っていること。

⑥　調査時点が適切であること。原則として、適用しようとする通勤手当の直近１年以内の数値を調査することとするが、これより前の数値を調査する場合には、一般通勤手当として用いる際に、適切な賃金上昇率を用いて補正すること。

⑦　経済団体、労働組合、業界団体等が行う公表を前提とした統計調査であること。

（４）独自統計等を用いる場合の留意点

①　独自統計等の数値をもとに一般通勤手当を設定した場合には、独自統計等を労使協定に添付するとともに、独自統計等を用いる理由を労使協定に記載すること。

②　独自統計等の調査対象地域に協定対象派遣労働者の就業場所等が含まれていること。

③　独自統計等の有効期間は５年とすること。ただし、労使で十分な議論を行うことを前提として、適切な賃金上昇率を用いて補正し、労使協定に記載する場合は、当該補正を行った額を使用することも認められること。

３　一般退職金

（１）考え方

第２の３の（１）の別添４については、例えば、調査対象が中小企業であることなど、一般の労働者の退職金として示す数値に限りがあるため、一定の要件を満たすことを条件として、独自統計等を用いることを認める。

（２）使用可能な独自統計等

以下の①から③までの統計を認める。

①　統計法第２条第６項の基幹統計調査又は同条第７項に規定する一般統計調査に該当する調査

②　①以外の地方公共団体又は独立行政法人等による統計

③　①及び②以外の統計であって、（３）の要件を満たすもの

（３）独自統計等の要件

（２）の①及び②については、需給調整事業課への協議は不要であるが、例えば、一般賃金として適切な母集団でない統計調査等は独自統計等として認められない。

（２）の③の統計については、以下の①から⑦までの事項を満たすものでなければならない。また、既存の統計ではなく、（２）の③の統計に該当する統計を作成するため、経済団体、労働組合、業界団体等が新たに調査を実施する場合には、当分の間、当該調査を実施する前に、需給調整事業課に協議するものとする。

また、派遣元事業主は、（２）の③の統計を用いる場合には、当分の間、労使協定を締結する前に、需給調整事業課に協議するものとする。ただし、経済団体、労働組合、業界団体等が実施した調査であって同課に協議したものによる統計を用いる場合には、労使協定を締結する前に、同課に報告するものとする。

① 調査対象とする受給者等が明確であること。

② 適切なサンプルサイズが確保されていること。具体的には、職種等ごとに標準誤差率５％以内又は250以上のサンプルサイズが確保されていること。

③ 標本が無作為に抽出されていること。

④ 一般退職金を調査するものとして、適切な母集団が設定されていること。具体的には、母集団が少数の企業のみで構成されている場合や派遣先の顧客企業のみで構成されている場合、企業規模に偏りがある場合、母集団を恣意的に操作できる場合等は、認められない。また、当該母集団の特性を⑦の公表の際に示すこと。

⑤ 一般退職金として用いる調査として、適切な復元処理を行っていること。

⑥ 調査時点が適切であること。原則として、適用しようとする退職金の直近１年以内の数値を調査することとするが、これより前の数値を調査する場合には、一般退職金として用いる際に、適切な賃金上昇率を用いて補正すること。

⑦ 経済団体、労働組合、業界団体等が行う公表を前提とした統計調査であること。

（４）独自統計等を用いる場合の留意点

① 独自統計等の数値をもとに一般退職金を設定した場合には、独自統計等を労使協定に添付するとともに、独自統計等を用いる理由を労使協定に記載すること。

② 独自統計等の調査対象地域に協定対象派遣労働者の就業場所等が含まれていること。

③ 独自統計等の有効期間は５年とすること。

賃金構造基本統計調査による職種別平均賃金（時給換算）

別添1

（円）

	基準値（0年）＜100.0＞	基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						基準値（0年）最大値	参考値（0年）
		1年 ＜117.5＞	2年 ＜125.3＞	3年 ＜130.0＞	5年 ＜136.2＞	10年 ＜139.8＞	20年 ＜181.4＞		
産業計	1,530	1,798	1,917	1,989	2,084	2,139	2,775	-	1,804
1031 管理的職業従事者	3,864	4,540	4,842	5,023	5,263	5,402	7,009	-	4,453
1051 研究者	1,982	2,329	2,483	2,577	2,699	2,771	3,595	-	2,317
1072 電気・電子・電気通信技術者（通信ネットワーク技術者を除く）	1,544	1,814	1,935	2,007	2,103	2,159	2,801	1,669	1,820
1073 機械技術者	1,538	1,807	1,927	1,999	2,095	2,150	2,790	-	1,813
1074 輸送用機器技術者	1,537	1,806	1,926	1,998	2,093	2,149	2,788	-	1,812
1076 金属技術者	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1077 化学技術者	1,597	1,876	2,001	2,076	2,175	2,233	2,897	-	1,880
1091 建築技術者	1,659	1,949	2,079	2,157	2,260	2,319	3,009	-	1,950
1092 土木技術者	1,633	1,919	2,046	2,123	2,224	2,283	2,962	-	1,921
1093 測量技術者	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1101 システムコンサルタント・設計者	2,357	2,769	2,953	3,064	3,210	3,295	4,276	-	2,742
1104 ソフトウェア作成者	1,706	2,005	2,138	2,218	2,324	2,385	3,095	-	2,003
1109 その他の情報処理・通信技術者	1,736	2,040	2,175	2,257	2,364	2,427	3,149	1,759	2,037
1119 他に分類されない技術者	1,576	1,852	1,975	2,049	2,147	2,203	2,859	-	1,856
1121 医師	4,386	5,154	5,496	5,702	5,974	6,132	7,956	4,453	5,046
1122 歯科医師	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1123 獣医師	1,691	1,987	2,119	2,198	2,303	2,364	3,067	-	1,986
1124 薬剤師	1,914	2,249	2,398	2,488	2,607	2,676	3,472	-	2,240
1131 保健師	1,781	2,093	2,232	2,315	2,426	2,490	3,231	-	2,089
1132 助産師	1,610	1,892	2,017	2,093	2,193	2,251	2,921	-	1,895
1133 看護師	1,548	1,819	1,940	2,012	2,108	2,164	2,808	-	1,824
1134 准看護師	1,346	1,582	1,687	1,750	1,833	1,882	2,442	-	1,595
1141 診療放射線技師	1,546	1,817	1,937	2,010	2,106	2,161	2,804	-	1,822
1143 臨床検査技師	1,311	1,540	1,643	1,704	1,786	1,833	2,378	1,340	1,555
1144 理学療法士，作業療法士，言語聴覚士，視能訓練士	1,379	1,620	1,728	1,793	1,878	1,928	2,502	-	1,632
1146 歯科衛生士	1,380	1,622	1,729	1,794	1,880	1,929	2,503	1,397	1,633
1147 歯科技工士	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1151 栄養士	1,206	1,417	1,511	1,568	1,643	1,686	2,188	-	1,436
1159 その他の保健医療従事者	1,326	1,558	1,661	1,724	1,806	1,854	2,405	-	1,572
1163 保育士	1,314	1,544	1,646	1,708	1,790	1,837	2,384	-	1,559
1168 介護支援専門員（ケアマネージャー）	1,495	1,757	1,873	1,944	2,036	2,090	2,712	-	1,764
1169 その他の社会福祉専門職業従事者	1,316	1,546	1,649	1,711	1,792	1,840	2,387	-	1,561
1173 法務従事者	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1181 公認会計士，税理士	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1189 その他の経営・金融・保険専門職業従事者	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1191 幼稚園教員，保育教諭	1,253	1,472	1,570	1,629	1,707	1,752	2,273	-	1,489
1192 小・中学校教員	2,082	2,446	2,609	2,707	2,836	2,911	3,777	2,111	2,430
1194 高等学校教員	1,712	2,012	2,145	2,226	2,332	2,393	3,106	-	2,010
1196 大学教授（高専含む）	3,573	4,198	4,477	4,645	4,866	4,995	6,481	3,633	4,123
1197 大学准教授（高専含む）	2,946	3,462	3,691	3,830	4,012	4,119	5,344	3,076	3,411
1198 大学講師・助教（高専含む）	2,565	3,014	3,214	3,335	3,494	3,586	4,653	-	2,979
1199 その他の教員	1,494	1,755	1,872	1,942	2,035	2,089	2,710	-	1,763
1201 宗教家	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1211 著述家，記者，編集者	1,835	2,156	2,299	2,386	2,499	2,565	3,329	-	2,150

	基準値（0年）＜100.0＞	基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						基準値（0年）最大値	参考値（0年）
		1年＜117.5＞	2年＜125.3＞	3年＜130.0＞	5年＜136.2＞	10年＜139.8＞	20年＜181.4＞		
1221 美術家，写真家，映像撮影者	1,247	1,465	1,562	1,621	1,698	1,743	2,262	-	1,482
1224 デザイナー	1,555	1,827	1,948	2,022	2,118	2,174	2,821	-	1,832
1231 音楽家，舞台芸術家	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1244 個人教師	1,294	1,520	1,621	1,682	1,762	1,809	2,347	-	1,536
1249 他に分類されない専門的職業従事者	1,675	1,968	2,099	2,178	2,281	2,342	3,038	-	1,968
1251 庶務・人事事務員	1,568	1,842	1,965	2,038	2,136	2,192	2,844	-	1,847
1253 企画事務員	2,165	2,544	2,713	2,815	2,949	3,027	3,927	-	2,525
1254 受付・案内事務員	1,160	1,363	1,453	1,508	1,580	1,622	2,104	1,347	1,384
1255 秘書	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1256 電話応接事務員	1,536	1,805	1,925	1,997	2,092	2,147	2,786	-	1,810
1257 総合事務員	1,569	1,844	1,966	2,040	2,137	2,193	2,846	-	1,848
1259 その他の一般事務従事者	1,569	1,844	1,966	2,040	2,137	2,193	2,846	-	1,848
1261 会計事務従事者	1,529	1,797	1,916	1,988	2,082	2,138	2,774	-	1,802
1271 生産関連事務従事者	1,396	1,640	1,749	1,815	1,901	1,952	2,532	-	1,652
1281 営業・販売事務従事者	1,489	1,750	1,866	1,936	2,028	2,082	2,701	-	1,757
1291 外勤事務従事者	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1301 運輸・郵便事務従事者	1,396	1,640	1,749	1,815	1,901	1,952	2,532	-	1,652
1311 事務用機器操作員	1,345	1,580	1,685	1,749	1,832	1,880	2,440	-	1,594
1321 販売店員	1,270	1,492	1,591	1,651	1,730	1,775	2,304	-	1,508
1324 その他の商品販売従事者	1,515	1,780	1,898	1,970	2,063	2,118	2,748	-	1,787
1331 販売類似職業従事者	1,850	2,174	2,318	2,405	2,520	2,586	3,356	-	2,167
1344 自動車営業職業従事者	1,335	1,569	1,673	1,736	1,818	1,866	2,422	-	1,582
1345 機械器具・通信・システム営業職業従事者（自動車を除く）	1,653	1,942	2,071	2,149	2,251	2,311	2,999	-	1,943
1346 金融営業職業従事者	1,719	2,020	2,154	2,235	2,341	2,403	3,118	-	2,018
1347 保険営業職業従事者	1,591	1,869	1,994	2,068	2,167	2,224	2,886	-	1,873
1349 その他の営業職業従事者	1,677	1,970	2,101	2,180	2,284	2,344	3,042	-	1,970
1361 介護職員（医療・福祉施設等）	1,236	1,452	1,549	1,607	1,683	1,728	2,242	-	1,470
1362 訪問介護従事者	1,342	1,577	1,682	1,745	1,828	1,876	2,434	-	1,590
1371 看護助手	1,088	1,278	1,363	1,414	1,482	1,521	1,974	-	1,302
1379 その他の保健医療サービス職業従事者	1,108	1,302	1,388	1,440	1,509	1,549	2,010	-	1,325
1381 理容・美容師	988	1,161	1,238	1,284	1,346	1,381	1,792	1,081	1,188
1383 美容サービス・浴場従事者（美容師を除く）	1,225	1,439	1,535	1,593	1,668	1,713	2,222	-	1,457
1385 クリーニング職，洗張職	1,040	1,222	1,303	1,352	1,416	1,454	1,887	-	1,247
1391 飲食物調理従事者	1,223	1,437	1,532	1,590	1,666	1,710	2,219	-	1,455
1403 飲食物給仕従事者	1,229	1,444	1,540	1,598	1,674	1,718	2,229	-	1,462
1404 航空機客室乗務員	1,431	1,681	1,793	1,860	1,949	2,001	2,596	1,589	1,691
1405 身の回り世話従事者	1,210	1,422	1,516	1,573	1,648	1,692	2,195	-	1,441
1406 娯楽場等接客員	1,261	1,482	1,580	1,639	1,717	1,763	2,287	-	1,498
1411 居住施設・ビル等管理人	1,364	1,603	1,709	1,773	1,858	1,907	2,474	1,451	1,615
1421 その他のサービス職業従事者	1,287	1,512	1,613	1,673	1,753	1,799	2,335	-	1,528
1453 警備員	1,099	1,291	1,377	1,429	1,497	1,536	1,994	-	1,315
1459 その他の保安職業従事者	1,115	1,310	1,397	1,450	1,519	1,559	2,023	1,168	1,333
1461 農林漁業従事者	1,125	1,322	1,410	1,463	1,532	1,573	2,041	1,141	1,344
1491 製銑・製鋼・非鉄金属製錬従事者	1,270	1,492	1,591	1,651	1,730	1,775	2,304	-	1,509
1492 鋳物製造・鍛造従事者	1,250	1,469	1,566	1,625	1,703	1,748	2,268	-	1,486
1493 金属工作機械作業従事者	1,186	1,394	1,486	1,542	1,615	1,658	2,151	-	1,413
1494 金属プレス従事者	1,182	1,389	1,481	1,537	1,610	1,652	2,144	-	1,409

	基準値（0年）＜100.0＞	基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						基準値（0年）最大値	参考値（0年）
		1年＜117.5＞	2年＜125.3＞	3年＜130.0＞	5年＜136.2＞	10年＜139.8＞	20年＜181.4＞		
1495 鉄工，製缶従事者	1,233	1,449	1,545	1,603	1,679	1,724	2,237	-	1,467
1496 板金従事者	1,200	1,410	1,504	1,560	1,634	1,678	2,177	-	1,429
1497 金属彫刻・表面処理従事者	1,109	1,303	1,390	1,442	1,510	1,550	2,012	1,167	1,326
1498 金属溶接・溶断従事者	1,193	1,402	1,495	1,551	1,625	1,668	2,164	-	1,421
1499 その他の製品製造・加工処理従事者（金属製品）	1,305	1,533	1,635	1,697	1,777	1,824	2,367	-	1,548
1501 化学製品製造従事者	1,320	1,551	1,654	1,716	1,798	1,845	2,394	-	1,565
1502 窯業・土石製品製造従事者	1,262	1,483	1,581	1,641	1,719	1,764	2,289	-	1,499
1503 食料品・飲料・たばこ製造従事者	1,150	1,351	1,441	1,495	1,566	1,608	2,086	-	1,372
1505 紡織・衣服・繊維製品製造従事者	987	1,160	1,237	1,283	1,344	1,380	1,790	-	1,187
1506 木・紙製品製造従事者	1,107	1,301	1,387	1,439	1,508	1,548	2,008	-	1,324
1507 印刷・製本従事者	1,138	1,337	1,426	1,479	1,550	1,591	2,064	-	1,359
1508 ゴム・プラスチック製品製造従事者	1,169	1,374	1,465	1,520	1,592	1,634	2,121	-	1,394
1509 その他の製品製造・加工処理従事者（金属製品を除く）	1,260	1,481	1,579	1,638	1,716	1,761	2,286	-	1,497
1511 はん用・生産用・業務用機械器具組立従事者	1,303	1,531	1,633	1,694	1,775	1,822	2,364	-	1,546
1512 電気機械器具組立従事者	1,204	1,415	1,509	1,565	1,640	1,683	2,184	-	1,434
1513 自動車組立従事者	1,429	1,679	1,791	1,858	1,946	1,998	2,592	-	1,689
1514 その他の機械組立従事者	1,236	1,452	1,549	1,607	1,683	1,728	2,242	-	1,470
1551 はん用・生産用・業務用機械器具・電気機械器具整備・修理従事者	1,436	1,687	1,799	1,867	1,956	2,008	2,605	1,540	1,697
1553 自動車整備・修理従事者	1,272	1,495	1,594	1,654	1,732	1,778	2,307	-	1,511
1554 その他の機械整備・修理従事者	1,314	1,544	1,646	1,708	1,790	1,837	2,384	-	1,559
1561 製品検査従事者（金属製品）	1,308	1,537	1,639	1,700	1,781	1,829	2,373	-	1,552
1571 製品検査従事者（金属製品を除く）	1,205	1,416	1,510	1,567	1,641	1,685	2,186	1,232	1,435
1581 機械検査従事者	1,390	1,633	1,742	1,807	1,893	1,943	2,521	-	1,645
1591 画工，塗装・看板制作従事者	1,524	1,791	1,910	1,981	2,076	2,131	2,765	-	1,797
1592 製図その他生産関連・生産類似作業従事者	1,277	1,500	1,600	1,660	1,739	1,785	2,316	-	1,516
1601 鉄道運転従事者	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1611 バス運転者	1,249	1,468	1,565	1,624	1,701	1,746	2,266	-	1,485
1612 タクシー運転者	1,496	1,758	1,874	1,945	2,038	2,091	2,714	-	1,765
1613 乗用自動車運転者（タクシー運転者を除く）	1,174	1,379	1,471	1,526	1,599	1,641	2,130	-	1,400
1614 営業用大型貨物自動車運転者	1,368	1,607	1,714	1,778	1,863	1,912	2,482	-	1,620
1615 営業用貨物自動車運転者（大型車を除く）	1,227	1,442	1,537	1,595	1,671	1,715	2,226	-	1,460
1616 自家用貨物自動車運転者	1,319	1,550	1,653	1,715	1,796	1,844	2,393	-	1,564
1619 その他の自動車運転従事者	1,321	1,552	1,655	1,717	1,799	1,847	2,396	1,491	1,566
1624 航空機操縦士	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1631 車掌	1,158	1,361	1,451	1,505	1,577	1,619	2,101	-	1,381
1639 他に分類されない輸送従事者	1,263	1,484	1,583	1,642	1,720	1,766	2,291	-	1,501
1641 発電員，変電員	1,610	1,892	2,017	2,093	2,193	2,251	2,921	-	1,895
1643 クレーン・ウインチ運転従事者	1,499	1,761	1,878	1,949	2,042	2,096	2,719	-	1,769
1645 建設・さく井機械運転従事者	1,605	1,886	2,011	2,087	2,186	2,244	2,911	-	1,889
1649 その他の定置・建設機械運転従事者	1,348	1,584	1,689	1,752	1,836	1,885	2,445	-	1,597
1651 建設躯体工事従事者	1,419	1,667	1,778	1,845	1,933	1,984	2,574	1,823	1,678
1661 大工	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1666 配管従事者	1,443	1,696	1,808	1,876	1,965	2,017	2,618	-	1,705
1669 その他の建設従事者	1,425	1,674	1,786	1,853	1,941	1,992	2,585	-	1,685
1671 電気工事従事者	1,469	1,726	1,841	1,910	2,001	2,054	2,665	-	1,734
1681 土木従事者，鉄道線路工事従事者	1,376	1,617	1,724	1,789	1,874	1,924	2,496	-	1,629
1691 ダム・トンネル掘削従事者，採掘従事者	1,398	1,643	1,752	1,817	1,904	1,954	2,536	1,731	1,654

	基準値（０年）＜100.0＞	基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						基準値（０年）最大値	参考値（０年）
		１年＜117.5＞	２年＜125.3＞	３年＜130.0＞	５年＜136.2＞	10年＜139.8＞	20年＜181.4＞		
1702 船内・沿岸荷役従事者	1,396	1,640	1,749	1,815	1,901	1,952	2,532	-	1,651
1703 その他の運搬従事者	1,207	1,418	1,512	1,569	1,644	1,687	2,189	-	1,437
1711 ビル・建物清掃員	1,071	1,258	1,342	1,392	1,459	1,497	1,943	-	1,283
1712 清掃員（ビル・建物を除く），廃棄物処理従事者	1,233	1,449	1,545	1,603	1,679	1,724	2,237	-	1,467
1721 包装従事者	1,120	1,316	1,403	1,456	1,525	1,566	2,032	-	1,338
1739 他に分類されない運搬・清掃・包装等従事者	1,137	1,336	1,425	1,478	1,549	1,590	2,063	-	1,358

注１）賃金構造基本統計調査は、企業規模10人以上の企業を集計対象としている

注２）賃金構造基本統計調査の勤続０年の特別給与は、採用日から６月30日までに支給されたものを集計しているため、採用日によっては冬季に支給される特別給与が含まれていない場合がある

注３）「基準値（０年）」の数値は、無期雇用かつフルタイムの労働者の「所定内給与額」及び「特別給与額（12ヶ月で除したもの）」を合算した額を各労働者の所定内労働時間で時給換算したものの平均値を算出
その際、職種別に以下のように集計し、過去３年分の統計値を用いて算出
① 令和５年から令和７年の勤続年数計の賃金の伸び率を幾何平均で算出
② 令和５年の０年目の平均賃金額×①の伸び率の２乗を計算し、令和５年の賃金水準より令和７年の賃金額を推計
③ 令和６年の０年目の平均賃金額×①の伸び率を計算し、令和６年の賃金水準より令和７年の賃金額を推計
④ ②③で算出した推計賃金額及び令和７年の統計値より平均値を算出

注４）「基準値（０年）」の数値は、一般労働者の通勤手当相当分（67円）を控除

注５）「基準値（０年）」の数値は、学歴計の初任給との差（11.9％）を調整

注６）各年の数値は、基準値（０年）に賃金構造基本統計調査（産業計）から計算した能力・経験調整指数を乗じて作成

０年	１年	２年	３年	５年	10年	20年
100.0	117.5	125.3	130.0	136.2	139.8	181.4

注７）一般基本給・賞与等の額の算定の結果、一般基本給・賞与等の基準値（０年）の額が最低賃金を下回る場合は、最低賃金の額を基準値（０年）とした上で、当該額に能力・経験調整指数を乗じることにより、一般基本給・賞与等の額を算出すること

注８）「基準値（０年）最大値」の数値は、過去に適用された当該職種の基準値（０年）の額が、令和９年度に適用される基準値（０年）の額より高い場合にその最大の額を記載
なお、令和９年度に適用される基準値（０年）の額が最も高い場合は、「-」と記載

注９）「参考値（０年）」の数値は、一般労働者の通勤手当相当分（67円）の控除及び学歴計の初任給との差（11.9％）の調整を行う前の数値

注10）サンプルサイズが30未満又は必要サンプルサイズを満たしていない場合は「-」と表示

「職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額」（時給換算）

（円）

	基準値	基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						基準値	参考値①	参考値②
	（０年）	１年	２年	３年	５年	10年	20年	（０年）	（０年）	（０年）
	<100.0>	<117.5>	<125.3>	<130.0>	<136.2>	<139.8>	<181.4>	最大値		
職業計	1,333	1,566	1,670	1,733	1,816	1,864	2,418	-	1,547	1,763
01管理的職業	1,650	1,939	2,067	2,145	2,247	2,307	2,993	-	1,893	2,136
001法人・団体役員	1,950	2,291	2,443	2,535	2,656	2,726	3,537	-	2,365	2,781
00101会社役員	2,220	2,609	2,782	2,886	3,024	3,104	4,027	2,265	2,794	3,369
00199その他の法人・団体役員	1,492	1,753	1,869	1,940	2,032	2,086	2,706	1,812	1,636	1,779
002法人・団体管理職員	1,709	2,008	2,141	2,222	2,328	2,389	3,100	-	1,960	2,213
00201会社管理職員	1,718	2,019	2,153	2,233	2,340	2,402	3,116	-	1,978	2,238
00299その他の法人・団体管理職員	1,629	1,914	2,041	2,118	2,219	2,277	2,955	-	1,821	2,011
003その他の管理的職業	1,475	1,733	1,848	1,918	2,009	2,062	2,676	-	1,685	1,894
00301管理的公務員	1,481	1,740	1,856	1,925	2,017	2,070	2,687	-	1,688	1,895
00399他に分類されない管理的職業	1,475	1,733	1,848	1,918	2,009	2,062	2,676	-	1,685	1,894
02研究・技術の職業	1,505	1,768	1,886	1,957	2,050	2,104	2,730	-	1,967	2,429
004研究者	1,389	1,632	1,740	1,806	1,892	1,942	2,520	-	1,678	1,967
00401自然科学系研究者	1,389	1,632	1,740	1,806	1,892	1,942	2,520	-	1,679	1,968
00402人文・社会科学系等研究者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
005農林水産技術者	1,197	1,406	1,500	1,556	1,630	1,673	2,171	-	1,378	1,559
00501農林水産技術者	1,197	1,406	1,500	1,556	1,630	1,673	2,171	-	1,378	1,559
006開発技術者	1,414	1,661	1,772	1,838	1,926	1,977	2,565	-	1,815	2,214
00601食品開発技術者	1,282	1,506	1,606	1,667	1,746	1,792	2,326	-	1,501	1,721
00602電気・電子・電気通信開発技術者（通信ネットワークを除く）	1,440	1,692	1,804	1,872	1,961	2,013	2,612	-	1,858	2,277
00603機械開発技術者	1,408	1,654	1,764	1,830	1,918	1,968	2,554	-	1,812	2,216
00604自動車開発技術者	1,375	1,616	1,723	1,788	1,873	1,922	2,494	-	1,795	2,215
00605輸送用機器開発技術者（自動車を除く）	1,281	1,505	1,605	1,665	1,745	1,791	2,324	-	1,592	1,904
00606金属製錬・材料開発技術者	1,354	1,591	1,697	1,760	1,844	1,893	2,456	-	1,669	1,985
00607化学製品開発技術者	1,371	1,611	1,718	1,782	1,867	1,917	2,487	-	1,668	1,964
00699その他の開発技術者	1,411	1,658	1,768	1,834	1,922	1,973	2,560	-	1,701	1,993
007製造技術者	1,388	1,631	1,739	1,804	1,890	1,940	2,518	-	1,741	2,095
00701食品製造技術者	1,261	1,482	1,580	1,639	1,717	1,763	2,287	-	1,443	1,625
00702電気・電子・電気通信製造技術者（通信ネットワーク・電気工事技術者を除く）	1,367	1,606	1,713	1,777	1,862	1,911	2,480	-	1,693	2,021
00703電気工事技術者	1,488	1,748	1,864	1,934	2,027	2,080	2,699	-	1,935	2,381
00704機械製造技術者	1,333	1,566	1,670	1,733	1,816	1,864	2,418	-	1,673	2,012
00705自動車製造技術者	1,320	1,551	1,654	1,716	1,798	1,845	2,394	-	1,677	2,034
00706輸送用機器製造技術者（自動車を除く）	1,278	1,502	1,601	1,661	1,741	1,787	2,318	-	1,550	1,823
00707金属製錬・材料製造技術者	1,289	1,515	1,615	1,676	1,756	1,802	2,338	-	1,553	1,817
00708化学製品製造技術者	1,313	1,543	1,645	1,707	1,788	1,836	2,382	-	1,559	1,805
00799その他の製造技術者	1,282	1,506	1,606	1,667	1,746	1,792	2,326	-	1,527	1,772
008建築・土木・測量技術者	1,560	1,833	1,955	2,028	2,125	2,181	2,830	-	2,013	2,467
00801建築設計技術者	1,516	1,781	1,900	1,971	2,065	2,119	2,750	-	1,988	2,461
00802建築施工管理技術者	1,548	1,819	1,940	2,012	2,108	2,164	2,808	-	2,008	2,467
00803建築技術者（設計・施工管理を除く）	1,393	1,637	1,745	1,811	1,897	1,947	2,527	1,399	1,833	2,272
00804土木設計技術者	1,582	1,859	1,982	2,057	2,155	2,212	2,870	-	2,089	2,597
00805土木施工管理技術者	1,630	1,915	2,042	2,119	2,220	2,279	2,957	-	2,069	2,507
00806土木技術者（設計・施工管理を除く）	1,608	1,889	2,015	2,090	2,190	2,248	2,917	-	2,005	2,403
00807測量技術者	1,339	1,573	1,678	1,741	1,824	1,872	2,429	-	1,715	2,089
009情報処理・通信技術者（ソフトウェア開発）	1,514	1,779	1,897	1,968	2,062	2,117	2,746	-	2,086	2,658
00901ソフトウェア開発技術者（ＷＥＢ・オープン系）	1,535	1,804	1,923	1,996	2,091	2,146	2,784	-	2,141	2,747
00902ソフトウェア開発技術者（組込・制御系）	1,535	1,804	1,923	1,996	2,091	2,146	2,784	-	2,092	2,650
00903プログラマー	1,459	1,714	1,828	1,897	1,987	2,040	2,647	-	1,987	2,516
00999その他の情報処理・通信技術者（ソフトウェア開発）	1,500	1,763	1,880	1,950	2,043	2,097	2,721	-	2,001	2,502

（円）

	基準値（０年）<100.0>	基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						基準値（０年）最大値	参考値①（０年）	参考値②（０年）
		１年 <117.5>	２年 <125.3>	３年 <130.0>	５年 <136.2>	10年 <139.8>	20年 <181.4>			
010情報処理・通信技術者（ソフトウェア開発を除く）	1,478	1,737	1,852	1,921	2,013	2,066	2,681	-	1,971	2,463
01001ＩＴコンサルタント	1,575	1,851	1,973	2,048	2,145	2,202	2,857	-	2,103	2,632
01002ＩＴシステム設計技術者	1,512	1,777	1,895	1,966	2,059	2,114	2,743	-	2,068	2,623
01003ＩＴプロジェクトマネージャ	1,825	2,144	2,287	2,373	2,486	2,551	3,311	-	2,350	2,875
01004ＩＴシステム運用管理者	1,416	1,664	1,774	1,841	1,929	1,980	2,569	-	1,870	2,325
01005ＩＴヘルプデスク	1,359	1,597	1,703	1,767	1,851	1,900	2,465	-	1,712	2,064
01006通信ネットワーク技術者	1,469	1,726	1,841	1,910	2,001	2,054	2,665	-	1,938	2,408
01099その他の情報処理・通信技術者（ソフトウェア開発を除く）	1,450	1,704	1,817	1,885	1,975	2,027	2,630	-	1,930	2,410
011その他の技術の職業	1,428	1,678	1,789	1,856	1,945	1,996	2,590	-	1,670	1,911
01101通信機器操作員	1,270	1,492	1,591	1,651	1,730	1,775	2,304	-	1,464	1,656
01199他に分類されない技術の職業	1,433	1,684	1,796	1,863	1,952	2,003	2,599	-	1,677	1,922
03法務・経営・文化芸術等の専門的職業	1,360	1,598	1,704	1,768	1,852	1,901	2,467	-	1,654	1,949
012法務の職業	1,442	1,694	1,807	1,875	1,964	2,016	2,616	-	1,864	2,284
01201裁判官、検察官、弁護士	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
01202弁理士	1,387	1,630	1,738	1,803	1,889	1,939	2,516	1,389	2,355	3,322
01203司法書士	1,580	1,857	1,980	2,054	2,152	2,209	2,866	-	1,890	2,200
01299その他の法務の職業	1,349	1,585	1,690	1,754	1,837	1,886	2,447	1,377	1,697	2,044
013経営・金融・保険の専門的職業	1,477	1,735	1,851	1,920	2,012	2,065	2,679	-	1,836	2,195
01301公認会計士	1,862	2,188	2,333	2,421	2,536	2,603	3,378	1,863	2,411	2,960
01302税理士	1,550	1,821	1,942	2,015	2,111	2,167	2,812	-	2,048	2,546
01303社会保険労務士	1,432	1,683	1,794	1,862	1,950	2,002	2,598	-	1,704	1,977
01399その他の経営・金融・保険の専門的職業	1,431	1,681	1,793	1,860	1,949	2,001	2,596	-	1,718	2,004
014宗教家	1,272	1,495	1,594	1,654	1,732	1,778	2,307	1,275	1,395	1,518
01401宗教家	1,272	1,495	1,594	1,654	1,732	1,778	2,307	1,275	1,395	1,518
015著述家、記者、編集者	1,306	1,535	1,636	1,698	1,779	1,826	2,369	-	1,527	1,748
01501著述家（翻訳家を除く）	1,357	1,594	1,700	1,764	1,848	1,897	2,462	-	1,723	2,088
01502翻訳家	1,418	1,666	1,777	1,843	1,931	1,982	2,572	-	1,744	2,071
01503記者、編集者	1,290	1,516	1,616	1,677	1,757	1,803	2,340	-	1,489	1,687
016美術家、写真家、映像撮影者	1,229	1,444	1,540	1,598	1,674	1,718	2,229	-	1,412	1,595
01601美術家、イラストレーター	1,212	1,424	1,519	1,576	1,651	1,694	2,199	-	1,430	1,648
01602写真家、映像撮影者	1,231	1,446	1,542	1,600	1,677	1,721	2,233	-	1,410	1,587
017デザイナー	1,299	1,526	1,628	1,689	1,769	1,816	2,356	-	1,600	1,902
01701ウェブデザイナー	1,306	1,535	1,636	1,698	1,779	1,826	2,369	-	1,672	2,037
01702グラフィックデザイナー	1,271	1,493	1,593	1,652	1,731	1,777	2,306	-	1,526	1,782
01799その他のデザイナー	1,310	1,539	1,641	1,703	1,784	1,831	2,376	-	1,579	1,848
018音楽家、舞台芸術家	1,331	1,564	1,668	1,730	1,813	1,861	2,414	-	1,614	1,897
01801音楽家	1,225	1,439	1,535	1,593	1,668	1,713	2,222	-	1,432	1,640
01802舞踊家、俳優、演芸家	1,181	1,388	1,480	1,535	1,609	1,651	2,142	-	1,401	1,622
01803プロデューサー、演出家	1,358	1,596	1,702	1,765	1,850	1,898	2,463	-	1,655	1,953
019図書館司書、学芸員、カウンセラー（医療・福祉施設を除く）	1,417	1,665	1,776	1,842	1,930	1,981	2,570	-	1,572	1,727
01901図書館司書	1,239	1,456	1,552	1,611	1,688	1,732	2,248	-	1,350	1,461
01902学芸員	1,276	1,499	1,599	1,659	1,738	1,784	2,315	-	1,366	1,456
01903カウンセラー（医療・福祉施設を除く）	1,439	1,691	1,803	1,871	1,960	2,012	2,610	-	1,602	1,766
020その他の法務・経営・文化芸術等の専門的職業	1,378	1,619	1,727	1,791	1,877	1,926	2,500	-	1,660	1,941
02001職業スポーツ家	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
02002通訳	1,292	1,518	1,619	1,680	1,760	1,806	2,344	-	1,472	1,650
02099他に分類されない法務・経営・文化芸術等の専門的職業	1,405	1,651	1,760	1,827	1,914	1,964	2,549	-	1,718	2,031

（円）

	基準値（0年）<100.0>	基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						基準値（0年）最大値	参考値①（0年）	参考値②（0年）
		1年 <117.5>	2年 <125.3>	3年 <130.0>	5年 <136.2>	10年 <139.8>	20年 <181.4>			
04医療・看護・保健の職業	1,394	1,638	1,747	1,812	1,899	1,949	2,529	-	1,561	1,727
021医師、歯科医師、獣医師、薬剤師	1,973	2,318	2,472	2,565	2,687	2,758	3,579	-	2,334	2,695
02101医師	5,855	6,880	7,336	7,612	7,975	8,185	10,621	-	6,700	7,546
02102歯科医師	2,944	3,459	3,689	3,827	4,010	4,116	5,340	-	4,075	5,207
02103獣医師	1,824	2,143	2,285	2,371	2,484	2,550	3,309	-	2,208	2,593
02104薬剤師	1,842	2,164	2,308	2,395	2,509	2,575	3,341	-	2,140	2,438
022保健師、助産師	1,448	1,701	1,814	1,882	1,972	2,024	2,627	-	1,628	1,808
02201保健師	1,407	1,653	1,763	1,829	1,916	1,967	2,552	-	1,567	1,727
02202助産師	1,537	1,806	1,926	1,998	2,093	2,149	2,788	-	1,758	1,980
023看護師、准看護師	1,407	1,653	1,763	1,829	1,916	1,967	2,552	-	1,568	1,728
02301看護師・准看護師（病院・診療所）	1,331	1,564	1,668	1,730	1,813	1,861	2,414	-	1,511	1,690
02302看護師・准看護師（介護施設）	1,394	1,638	1,747	1,812	1,899	1,949	2,529	-	1,542	1,690
02303看護師・准看護師（訪問看護）	1,607	1,888	2,014	2,089	2,189	2,247	2,915	-	1,761	1,915
02399その他の看護師・准看護師	1,406	1,652	1,762	1,828	1,915	1,966	2,550	-	1,539	1,672
024医療技術者	1,404	1,650	1,759	1,825	1,912	1,963	2,547	-	1,577	1,749
02401診療放射線技師	1,371	1,611	1,718	1,782	1,867	1,917	2,487	-	1,564	1,756
02402臨床工学技士	1,286	1,511	1,611	1,672	1,752	1,798	2,333	-	1,476	1,665
02403臨床検査技師	1,295	1,522	1,623	1,684	1,764	1,810	2,349	-	1,466	1,635
02404理学療法士	1,459	1,714	1,828	1,897	1,987	2,040	2,647	-	1,627	1,794
02405作業療法士	1,426	1,676	1,787	1,854	1,942	1,994	2,587	-	1,588	1,751
02406視能訓練士	1,329	1,562	1,665	1,728	1,810	1,858	2,411	-	1,492	1,655
02407言語聴覚士	1,427	1,677	1,788	1,855	1,944	1,995	2,589	-	1,590	1,753
02408歯科衛生士	1,372	1,612	1,719	1,784	1,869	1,918	2,489	-	1,545	1,720
02409歯科技工士	1,332	1,565	1,669	1,732	1,814	1,862	2,416	-	1,695	2,058
025栄養士、管理栄養士	1,251	1,470	1,568	1,626	1,704	1,749	2,269	-	1,363	1,475
02501栄養士	1,252	1,471	1,569	1,628	1,705	1,750	2,271	-	1,359	1,466
02502管理栄養士	1,248	1,466	1,564	1,622	1,700	1,745	2,264	-	1,369	1,489
026あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師	1,417	1,665	1,776	1,842	1,930	1,981	2,570	-	1,631	1,844
02601あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師	1,407	1,653	1,763	1,829	1,916	1,967	2,552	-	1,625	1,843
02602柔道整復師	1,430	1,680	1,792	1,859	1,948	1,999	2,594	-	1,637	1,844
027その他の医療・看護・保健の専門的職業	1,363	1,602	1,708	1,772	1,856	1,905	2,472	-	1,521	1,679
02799その他の医療・看護・保健の専門的職業	1,363	1,602	1,708	1,772	1,856	1,905	2,472	-	1,521	1,679
028保健医療関係助手	1,106	1,300	1,386	1,438	1,506	1,546	2,006	-	1,204	1,303
02801看護助手	1,077	1,265	1,349	1,400	1,467	1,506	1,954	-	1,166	1,255
02802歯科助手	1,139	1,338	1,427	1,481	1,551	1,592	2,066	-	1,248	1,359
02899その他の保健医療関係助手	1,127	1,324	1,412	1,465	1,535	1,576	2,044	-	1,233	1,339
05保育・教育の職業	1,302	1,530	1,631	1,693	1,773	1,820	2,362	-	1,432	1,563
029保育士、幼稚園教員	1,307	1,536	1,638	1,699	1,780	1,827	2,371	-	1,431	1,557
02901保育士	1,310	1,539	1,641	1,703	1,784	1,831	2,376	-	1,435	1,561
02902幼稚園教員	1,274	1,497	1,596	1,656	1,735	1,781	2,311	-	1,391	1,510
02903保育教諭	1,258	1,478	1,576	1,635	1,713	1,759	2,282	-	1,381	1,503
030学童保育等指導員、保育補助者、家庭的保育者	1,244	1,462	1,559	1,617	1,694	1,739	2,257	-	1,324	1,404
03001学童保育指導員	1,250	1,469	1,566	1,625	1,703	1,748	2,268	-	1,327	1,406
03002児童館指導員	1,294	1,520	1,621	1,682	1,762	1,809	2,347	-	1,383	1,472
03003保育補助者、家庭的保育者	1,176	1,382	1,474	1,529	1,602	1,644	2,133	-	1,259	1,341
031学校等教員	1,290	1,516	1,616	1,677	1,757	1,803	2,340	-	1,480	1,669
03101小学校教員	1,290	1,516	1,616	1,677	1,757	1,803	2,340	-	1,476	1,663
03102中学校教員	1,219	1,432	1,527	1,585	1,660	1,704	2,211	-	1,538	1,856
03103義務教育学校教員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
03104高等学校教員	1,307	1,536	1,638	1,699	1,780	1,827	2,371	-	1,483	1,660
03105中等教育学校教員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

（円）

	基準値（0年）<100.0>	基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						基準値（0年）最大値	参考値①（0年）	参考値②（0年）
		1年 <117.5>	2年 <125.3>	3年 <130.0>	5年 <136.2>	10年 <139.8>	20年 <181.4>			
03106特別支援学校教員	1,260	1,481	1,579	1,638	1,716	1,761	2,286	-	1,439	1,619
03107高等専門学校教員、大学教員	1,357	1,594	1,700	1,764	1,848	1,897	2,462	1,417	1,630	1,903
03199その他の学校等教員	1,290	1,516	1,616	1,677	1,757	1,803	2,340	-	1,478	1,667
032習い事指導等教育関連の職業	1,313	1,543	1,645	1,707	1,788	1,836	2,382	-	1,466	1,619
03201学習・語学指導教師	1,341	1,576	1,680	1,743	1,826	1,875	2,433	-	1,542	1,743
03202スポーツ・舞踊指導員	1,290	1,516	1,616	1,677	1,757	1,803	2,340	-	1,406	1,520
03203趣味・習い事指導教師	1,280	1,504	1,604	1,664	1,743	1,789	2,322	-	1,373	1,466
06事務的職業	1,224	1,438	1,534	1,591	1,667	1,711	2,220	-	1,384	1,544
033総務・人事・企画事務の職業	1,298	1,525	1,626	1,687	1,768	1,815	2,355	-	1,490	1,683
03301総務事務員	1,246	1,464	1,561	1,620	1,697	1,742	2,260	-	1,419	1,592
03302人事事務員	1,359	1,597	1,703	1,767	1,851	1,900	2,465	-	1,557	1,753
03303企画・調査事務員	1,379	1,620	1,728	1,793	1,878	1,928	2,502	-	1,627	1,874
034一般事務・秘書・受付の職業	1,175	1,381	1,472	1,528	1,600	1,643	2,131	-	1,301	1,426
03401一般事務員	1,168	1,372	1,464	1,518	1,591	1,633	2,119	-	1,291	1,415
03402秘書	1,380	1,622	1,729	1,794	1,880	1,929	2,503	-	1,609	1,837
03403受付・案内事務員	1,205	1,416	1,510	1,567	1,641	1,685	2,186	-	1,334	1,463
035その他の総務等事務の職業	1,296	1,523	1,624	1,685	1,765	1,812	2,351	-	1,486	1,677
03501法務・広報・知的財産事務の職業	1,349	1,585	1,690	1,754	1,837	1,886	2,447	-	1,587	1,826
03599他に分類されない総務等事務の職業	1,283	1,508	1,608	1,668	1,747	1,794	2,327	-	1,461	1,639
036電話・インターネットによる応接事務の職業	1,276	1,499	1,599	1,659	1,738	1,784	2,315	-	1,449	1,622
03601コールセンターオペレーター	1,273	1,496	1,595	1,655	1,734	1,780	2,309	-	1,430	1,586
03602テレフォンアポインター	1,380	1,622	1,729	1,794	1,880	1,929	2,503	-	1,659	1,937
03603他の電話応接事務の職業	1,213	1,425	1,520	1,577	1,652	1,696	2,200	-	1,339	1,466
03604インターネット応接等事務員	1,273	1,496	1,595	1,655	1,734	1,780	2,309	-	1,460	1,646
037医療・介護事務の職業	1,114	1,309	1,396	1,448	1,517	1,557	2,021	-	1,216	1,317
03701医療事務員（調剤薬局を除く）	1,113	1,308	1,395	1,447	1,516	1,556	2,019	-	1,218	1,324
03702調剤薬局事務員	1,105	1,298	1,385	1,437	1,505	1,545	2,004	-	1,193	1,282
03703介護事務員	1,156	1,358	1,448	1,503	1,574	1,616	2,097	-	1,254	1,353
038会計事務の職業	1,289	1,515	1,615	1,676	1,756	1,802	2,338	-	1,514	1,738
03801現金出納事務員	1,194	1,403	1,496	1,552	1,626	1,669	2,166	-	1,306	1,416
03802預・貯金窓口事務員	1,148	1,349	1,438	1,492	1,564	1,605	2,082	-	1,341	1,536
03803経理事務員	1,282	1,506	1,606	1,667	1,746	1,792	2,326	-	1,498	1,715
03899その他の会計事務の職業	1,377	1,618	1,725	1,790	1,875	1,925	2,498	-	1,692	2,008
039生産関連事務の職業	1,255	1,475	1,573	1,632	1,709	1,754	2,277	-	1,462	1,669
03901生産現場事務員	1,266	1,488	1,586	1,646	1,724	1,770	2,297	-	1,496	1,727
03902出荷・受荷係事務員	1,231	1,446	1,542	1,600	1,677	1,721	2,233	-	1,390	1,549
040営業・販売関連事務の職業	1,281	1,505	1,605	1,665	1,745	1,791	2,324	-	1,458	1,635
04001営業事務員	1,247	1,465	1,562	1,621	1,698	1,743	2,262	-	1,412	1,577
04002貿易事務員	1,348	1,584	1,689	1,752	1,836	1,885	2,445	-	1,564	1,778
04099その他の営業・販売関連事務の職業	1,343	1,578	1,683	1,746	1,829	1,878	2,436	-	1,540	1,738
041外勤事務の職業	1,228	1,443	1,539	1,596	1,673	1,717	2,228	-	1,397	1,568
04101集金人	1,221	1,435	1,530	1,587	1,663	1,707	2,215	-	1,366	1,511
04102調査員	1,374	1,614	1,722	1,786	1,871	1,921	2,492	-	1,568	1,763
04199その他の外勤事務の職業	1,209	1,421	1,515	1,572	1,647	1,690	2,193	-	1,380	1,551
042運輸・郵便事務の職業	1,341	1,576	1,680	1,743	1,826	1,875	2,433	-	1,508	1,673
04201旅客・貨物係事務員	1,211	1,423	1,517	1,574	1,649	1,693	2,197	-	1,317	1,422
04202運行管理事務員	1,356	1,593	1,699	1,763	1,847	1,896	2,460	-	1,529	1,703
04203郵便事務員	1,246	1,464	1,561	1,620	1,697	1,742	2,260	-	1,297	1,347

（円）

	基準値（0年）<100.0>	基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						基準値（0年）最大値	参考値①（0年）	参考値②（0年）
		1年 <117.5>	2年 <125.3>	3年 <130.0>	5年 <136.2>	10年 <139.8>	20年 <181.4>			
043コンピュータ等事務用機器操作の職業	1,250	1,469	1,566	1,625	1,703	1,748	2,268	-	1,484	1,718
04301パーソナルコンピュータ操作員、ホームページ関連事務員	1,268	1,490	1,589	1,648	1,727	1,773	2,300	-	1,483	1,698
04302データ入力事務員	1,222	1,436	1,531	1,589	1,664	1,708	2,217	-	1,465	1,707
04399その他のコンピュータ等事務用機器操作の職業	1,268	1,490	1,589	1,648	1,727	1,773	2,300	-	1,515	1,761
07販売・営業の職業	1,356	1,593	1,699	1,763	1,847	1,896	2,460	-	1,583	1,809
044小売店・卸売店店長	1,379	1,620	1,728	1,793	1,878	1,928	2,502	-	1,610	1,839
04401小売店店長	1,376	1,617	1,724	1,789	1,874	1,924	2,496	-	1,607	1,837
04402卸売店店長	1,463	1,719	1,833	1,902	1,993	2,045	2,654	-	1,689	1,916
045販売員	1,277	1,500	1,600	1,660	1,739	1,785	2,316	-	1,458	1,638
04501レジ係	1,275	1,498	1,598	1,658	1,737	1,782	2,313	-	1,531	1,787
04502百貨店販売店員	1,245	1,463	1,560	1,619	1,696	1,741	2,258	-	1,371	1,496
04503コンビニエンスストア店員	1,270	1,492	1,591	1,651	1,730	1,775	2,304	1,272	1,432	1,594
04504総合小売店販売店員（百貨店・コンビニエンスストアを除く）	1,217	1,430	1,525	1,582	1,658	1,701	2,208	-	1,361	1,506
04505食品スーパーマーケット販売店員	1,383	1,625	1,733	1,798	1,884	1,933	2,509	-	1,667	1,950
04506飲食料品販売店員	1,299	1,526	1,628	1,689	1,769	1,816	2,356	-	1,455	1,610
04507衣料品販売店員	1,239	1,456	1,552	1,611	1,688	1,732	2,248	-	1,366	1,493
04508医薬品販売店員	1,210	1,422	1,516	1,573	1,648	1,692	2,195	-	1,411	1,611
04509化粧品販売店員	1,251	1,470	1,568	1,626	1,704	1,749	2,269	-	1,397	1,545
04510電気機器販売店員	1,240	1,457	1,554	1,612	1,689	1,734	2,249	-	1,347	1,455
04511携帯電話販売店員	1,314	1,544	1,646	1,708	1,790	1,837	2,384	-	1,509	1,704
04512自動車販売店員、自動車用品販売店員	1,283	1,508	1,608	1,668	1,747	1,794	2,327	-	1,523	1,763
04513ガソリンスタンド店員	1,191	1,399	1,492	1,548	1,622	1,665	2,160	-	1,357	1,522
04514他の商品販売店員	1,267	1,489	1,588	1,647	1,726	1,771	2,298	-	1,422	1,576
04515商品実演販売員	1,302	1,530	1,631	1,693	1,773	1,820	2,362	-	1,488	1,676
04516商品訪問・移動販売員	1,332	1,565	1,669	1,732	1,814	1,862	2,416	-	1,473	1,614
046商品仕入・再生資源卸売の職業	1,430	1,680	1,792	1,859	1,948	1,999	2,594	-	1,623	1,815
04601商品仕入営業員	1,433	1,684	1,796	1,863	1,952	2,003	2,599	-	1,633	1,833
04602再生資源回収・卸売人	1,415	1,663	1,773	1,840	1,927	1,978	2,567	-	1,577	1,738
047販売類似の職業	1,399	1,644	1,753	1,819	1,905	1,956	2,538	-	1,588	1,778
04701不動産仲介・売買人	1,426	1,676	1,787	1,854	1,942	1,994	2,587	-	1,619	1,812
04702保険代理人、保険仲立人	1,279	1,503	1,603	1,663	1,742	1,788	2,320	-	1,636	1,993
04703クリーニング等受入係員	1,181	1,388	1,480	1,535	1,609	1,651	2,142	-	1,227	1,272
04799その他の販売類似の職業	1,344	1,579	1,684	1,747	1,831	1,879	2,438	-	1,527	1,710
048営業の職業	1,396	1,640	1,749	1,815	1,901	1,952	2,532	-	1,650	1,904
04801飲食料品営業員	1,392	1,636	1,744	1,810	1,896	1,946	2,525	-	1,574	1,755
04802化学製品営業員	1,375	1,616	1,723	1,788	1,873	1,922	2,494	-	1,601	1,827
04803医薬品営業員	1,461	1,717	1,831	1,899	1,990	2,042	2,650	-	1,601	1,743
04804機械器具営業員	1,350	1,586	1,692	1,755	1,839	1,887	2,449	-	1,614	1,877
04805自動車営業員	1,379	1,620	1,728	1,793	1,878	1,928	2,502	-	1,552	1,726
04806通信・情報システム営業員	1,423	1,672	1,783	1,850	1,938	1,989	2,581	-	1,782	2,141
04807金融・保険営業員	1,356	1,593	1,699	1,763	1,847	1,896	2,460	-	1,638	1,922
04808不動産営業員	1,480	1,739	1,854	1,924	2,016	2,069	2,685	-	1,782	2,083
04809広告営業員	1,367	1,606	1,713	1,777	1,862	1,911	2,480	-	1,620	1,873
04810建設工事営業員	1,429	1,679	1,791	1,858	1,946	1,998	2,592	-	1,776	2,123
04811印刷営業員	1,329	1,562	1,665	1,728	1,810	1,858	2,411	-	1,538	1,748
04899その他の営業の職業	1,395	1,639	1,748	1,814	1,900	1,950	2,531	-	1,628	1,859

（円）

	基準値（0年）<100.0>	基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						基準値（0年）最大値	参考値①（0年）	参考値②（0年）
		1年 <117.5>	2年 <125.3>	3年 <130.0>	5年 <136.2>	10年 <139.8>	20年 <181.4>			
08福祉・介護の職業	1,306	1,535	1,636	1,698	1,779	1,826	2,369	-	1,423	1,539
049福祉・介護の専門的職業	1,394	1,638	1,747	1,812	1,899	1,949	2,529	-	1,524	1,654
04901社会福祉施設管理者	1,752	2,059	2,195	2,278	2,386	2,449	3,178	-	1,899	2,046
04902福祉相談・指導専門員	1,291	1,517	1,618	1,678	1,758	1,805	2,342	-	1,432	1,574
04903老人福祉施設指導専門員	1,317	1,547	1,650	1,712	1,794	1,841	2,389	-	1,439	1,562
04904障害者福祉施設指導専門員	1,231	1,446	1,542	1,600	1,677	1,721	2,233	-	1,362	1,493
04905児童福祉施設指導専門員	1,348	1,584	1,689	1,752	1,836	1,885	2,445	-	1,500	1,651
04906他の社会福祉施設指導専門員	1,246	1,464	1,561	1,620	1,697	1,742	2,260	-	1,396	1,546
04907介護支援専門員（ケアマネジャー）	1,406	1,652	1,762	1,828	1,915	1,966	2,550	-	1,533	1,661
04908訪問介護サービス提供責任者	1,554	1,826	1,947	2,020	2,117	2,172	2,819	-	1,633	1,712
04909障害福祉サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者	1,647	1,935	2,064	2,141	2,243	2,303	2,988	-	1,801	1,955
04910福祉用具専門相談員	1,295	1,522	1,623	1,684	1,764	1,810	2,349	-	1,442	1,589
04999その他の福祉・介護の専門的職業	1,312	1,542	1,644	1,706	1,787	1,834	2,380	-	1,448	1,585
050施設介護の職業	1,223	1,437	1,532	1,590	1,666	1,710	2,219	-	1,334	1,446
05001高齢者入所型施設介護員	1,226	1,441	1,536	1,594	1,670	1,714	2,224	-	1,338	1,450
05002高齢者通所型施設介護員	1,224	1,438	1,534	1,591	1,667	1,711	2,220	-	1,334	1,445
05003障害者福祉施設介護員	1,265	1,486	1,585	1,645	1,723	1,768	2,295	-	1,392	1,520
05099その他の施設介護の職業	1,161	1,364	1,455	1,509	1,581	1,623	2,106	-	1,262	1,364
051訪問介護の職業	1,358	1,596	1,702	1,765	1,850	1,898	2,463	-	1,446	1,535
05101訪問介護員	1,355	1,592	1,698	1,762	1,846	1,894	2,458	-	1,446	1,539
05102訪問入浴介助員	1,384	1,626	1,734	1,799	1,885	1,935	2,511	-	1,442	1,500
09サービスの職業	1,348	1,584	1,689	1,752	1,836	1,885	2,445	-	1,526	1,703
052家庭生活支援サービスの職業	1,284	1,509	1,609	1,669	1,749	1,795	2,329	-	1,428	1,572
05201家政婦（夫）、家事手伝い	1,277	1,500	1,600	1,660	1,739	1,785	2,316	-	1,416	1,554
05299その他の家庭生活支援サービスの職業	1,288	1,513	1,614	1,674	1,754	1,801	2,336	-	1,435	1,581
053理容師、美容師、美容関連サービスの職業	1,380	1,622	1,729	1,794	1,880	1,929	2,503	-	1,619	1,858
05301理容師	1,492	1,753	1,869	1,940	2,032	2,086	2,706	-	1,739	1,985
05302美容師	1,356	1,593	1,699	1,763	1,847	1,896	2,460	-	1,607	1,857
05303理容師補助者、美容師補助者	1,185	1,392	1,485	1,541	1,614	1,657	2,150	-	1,296	1,409
05304エステティシャン	1,267	1,489	1,588	1,647	1,726	1,771	2,298	-	1,481	1,696
05305ネイリスト	1,202	1,412	1,506	1,563	1,637	1,680	2,180	-	1,503	1,804
05399その他の理容師、美容師、美容関連サービスの職業	1,287	1,512	1,613	1,673	1,753	1,799	2,335	-	1,490	1,692
054浴場・クリーニングの職業	1,212	1,424	1,519	1,576	1,651	1,694	2,199	-	1,291	1,370
05401浴場従事人	1,211	1,423	1,517	1,574	1,649	1,693	2,197	-	1,308	1,404
05402クリーニング職、洗張職	1,212	1,424	1,519	1,576	1,651	1,694	2,199	-	1,287	1,363
055飲食物調理の職業	1,333	1,566	1,670	1,733	1,816	1,864	2,418	-	1,496	1,659
05501日本料理調理人	1,496	1,758	1,874	1,945	2,038	2,091	2,714	-	1,728	1,960
05502西洋料理調理人	1,419	1,667	1,778	1,845	1,933	1,984	2,574	-	1,684	1,950
05503中華料理調理人	1,391	1,634	1,743	1,808	1,895	1,945	2,523	-	1,623	1,854
05504各国料理調理人（日本・西洋・中華料理を除く）	1,484	1,744	1,859	1,929	2,021	2,075	2,692	-	1,754	2,026
05505飲食チェーン店等調理員	1,443	1,696	1,808	1,876	1,965	2,017	2,618	-	1,661	1,879
05506学校給食調理員	1,188	1,396	1,489	1,544	1,618	1,661	2,155	-	1,323	1,458
05507給食等調理員（学校を除く）	1,240	1,457	1,554	1,612	1,689	1,734	2,249	-	1,338	1,436
05508調理補助者、調理人見習	1,262	1,483	1,581	1,641	1,719	1,764	2,289	-	1,399	1,538
05509バーテンダー	1,382	1,624	1,732	1,797	1,882	1,932	2,507	-	1,552	1,723
05599その他の飲食物調理の職業	1,360	1,598	1,704	1,768	1,852	1,901	2,467	-	1,550	1,740

（円）

	基準値（0年）<100.0>	基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						基準値（0年）最大値	参考値①（0年）	参考値②（0年）
		1年 <117.5>	2年 <125.3>	3年 <130.0>	5年 <136.2>	10年 <139.8>	20年 <181.4>			
056接客・給仕の職業	1,378	1,619	1,727	1,791	1,877	1,926	2,500	-	1,549	1,721
05601飲食店店長	1,508	1,772	1,890	1,960	2,054	2,108	2,736	-	1,703	1,899
05602旅館・ホテル支配人	1,833	2,154	2,297	2,383	2,497	2,563	3,325	-	1,974	2,113
05603ウエイター・ウエイトレス（飲食店ホール係）、配ぜん人	1,363	1,602	1,708	1,772	1,856	1,905	2,472	-	1,549	1,735
05604旅館・ホテルフロント係	1,272	1,495	1,594	1,654	1,732	1,778	2,307	-	1,435	1,598
05605旅館・ホテル接客係	1,306	1,535	1,636	1,698	1,779	1,826	2,369	-	1,460	1,615
05606客室乗務員、船舶旅客係	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
05607接客社交係、芸者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
05608娯楽場・スポーツ施設等接客員	1,325	1,557	1,660	1,723	1,805	1,852	2,404	-	1,443	1,563
05699その他の接客・給仕の職業	1,275	1,498	1,598	1,658	1,737	1,782	2,313	-	1,455	1,633
057居住施設・ビル等の管理の職業	1,311	1,540	1,643	1,704	1,786	1,833	2,378	-	1,445	1,580
05701マンション・アパート管理人	1,277	1,500	1,600	1,660	1,739	1,785	2,316	-	1,382	1,488
05702寄宿舎・寮管理人	1,353	1,590	1,695	1,759	1,843	1,891	2,454	-	1,452	1,553
05703ビル管理人	1,294	1,520	1,621	1,682	1,762	1,809	2,347	-	1,446	1,599
05704駐車場・駐輪場管理人	1,217	1,430	1,525	1,582	1,658	1,701	2,208	-	1,303	1,389
05799その他の居住施設・ビル等の管理の職業	1,378	1,619	1,727	1,791	1,877	1,926	2,500	-	1,541	1,704
058その他のサービスの職業	1,275	1,498	1,598	1,658	1,737	1,782	2,313	-	1,452	1,631
05801添乗員、観光案内人	1,214	1,426	1,521	1,578	1,653	1,697	2,202	-	1,387	1,560
05802物品一時預り人	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
05803物品レンタル係	1,260	1,481	1,579	1,638	1,716	1,761	2,286	-	1,427	1,594
05804広告宣伝員	1,237	1,453	1,550	1,608	1,685	1,729	2,244	-	1,429	1,622
05805チラシ配布員	1,293	1,519	1,620	1,681	1,761	1,808	2,346	-	1,416	1,537
05806葬儀師、火葬係	1,273	1,496	1,595	1,655	1,734	1,780	2,309	-	1,449	1,625
05807トリマー	1,141	1,341	1,430	1,483	1,554	1,595	2,070	-	1,276	1,411
05808ブライダルコーディネーター	1,275	1,498	1,598	1,658	1,737	1,782	2,313	-	1,501	1,727
05899他に分類されないサービスの職業	1,303	1,531	1,633	1,694	1,775	1,822	2,364	-	1,488	1,674
10警備・保安の職業	1,216	1,429	1,524	1,581	1,656	1,700	2,206	-	1,311	1,407
059警備員	1,212	1,424	1,519	1,576	1,651	1,694	2,199	-	1,305	1,397
05901施設警備員	1,206	1,417	1,511	1,568	1,643	1,686	2,188	-	1,281	1,358
05902道路交通誘導員、雑踏警備員	1,214	1,426	1,521	1,578	1,653	1,697	2,202	-	1,319	1,425
05999その他の警備員	1,238	1,455	1,551	1,609	1,686	1,731	2,246	-	1,316	1,394
060自衛官	1,334	1,567	1,672	1,734	1,817	1,865	2,420	-	1,388	1,443
06001自衛官	1,334	1,567	1,672	1,734	1,817	1,865	2,420	-	1,388	1,443
061司法警察職員	1,486	1,746	1,862	1,932	2,024	2,077	2,696	-	1,554	1,624
06101警察官、海上保安官	1,491	1,752	1,868	1,938	2,031	2,084	2,705	-	1,561	1,630
06199その他の司法警察職員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
062看守、消防員	1,252	1,471	1,569	1,628	1,705	1,750	2,271	-	1,369	1,485
06201看守	1,372	1,612	1,719	1,784	1,869	1,918	2,489	-	1,628	1,884
06202消防員	1,236	1,452	1,549	1,607	1,683	1,728	2,242	-	1,335	1,434
063その他の保安の職業	1,270	1,492	1,591	1,651	1,730	1,775	2,304	-	1,428	1,586
06399その他の保安の職業	1,270	1,492	1,591	1,651	1,730	1,775	2,304	-	1,428	1,586
11農林漁業の職業	1,242	1,459	1,556	1,615	1,692	1,736	2,253	-	1,432	1,622
064農業の職業（養畜・動物飼育・植木・造園を含む）	1,241	1,458	1,555	1,613	1,690	1,735	2,251	-	1,418	1,594
06401稲作・畑作作業員	1,195	1,404	1,497	1,554	1,628	1,671	2,168	-	1,332	1,468
06402農作物栽培・収穫作業員（稲作・畑作を除く）	1,180	1,387	1,479	1,534	1,607	1,650	2,141	-	1,293	1,408
06403家畜・家きん飼育作業員	1,224	1,438	1,534	1,591	1,667	1,711	2,220	-	1,359	1,493
06404動物飼育員（家畜・家きんを除く）	1,247	1,465	1,562	1,621	1,698	1,743	2,262	-	1,470	1,693
06405植木職、造園師	1,311	1,540	1,643	1,704	1,786	1,833	2,378	-	1,572	1,833
06499その他の農業の職業	1,223	1,437	1,532	1,590	1,666	1,710	2,219	-	1,390	1,559

（円）

	基準値（0年）<100.0>	基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						基準値（0年）最大値	参考値①（0年）	参考値②（0年）
		1年 <117.5>	2年 <125.3>	3年 <130.0>	5年 <136.2>	10年 <139.8>	20年 <181.4>			
065林業の職業	1,244	1,462	1,559	1,617	1,694	1,739	2,257	-	1,480	1,715
06501育林作業員	1,219	1,432	1,527	1,585	1,660	1,704	2,211	-	1,460	1,700
06502伐木・造材・集材作業員	1,261	1,482	1,580	1,639	1,717	1,763	2,287	-	1,503	1,745
06599その他の林業の職業	1,206	1,417	1,511	1,568	1,643	1,686	2,188	-	1,381	1,556
066漁業の職業	1,248	1,466	1,564	1,622	1,700	1,745	2,264	-	1,413	1,577
06601漁労作業員	1,283	1,508	1,608	1,668	1,747	1,794	2,327	-	1,469	1,654
06602漁労船の船長・航海士・機関長・機関士	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
06603海藻・貝類採取作業員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
06604水産養殖作業員	1,244	1,462	1,559	1,617	1,694	1,739	2,257	-	1,405	1,566
06699その他の漁業の職業	1,145	1,345	1,435	1,489	1,559	1,601	2,077	-	1,267	1,388
12製造・修理・塗装・製図等の職業	1,231	1,446	1,542	1,600	1,677	1,721	2,233	-	1,461	1,690
067生産設備オペレーター（金属製品）	1,220	1,434	1,529	1,586	1,662	1,706	2,213	-	1,438	1,656
06701製銑・製鋼・非鉄金属製錬設備オペレーター	1,248	1,466	1,564	1,622	1,700	1,745	2,264	-	1,473	1,698
06702鋳造・鍛造設備オペレーター	1,230	1,445	1,541	1,599	1,675	1,720	2,231	-	1,449	1,670
06703金属工作設備オペレーター	1,215	1,428	1,522	1,580	1,655	1,699	2,204	-	1,457	1,698
06704金属プレス設備オペレーター	1,194	1,403	1,496	1,552	1,626	1,669	2,166	-	1,399	1,603
06705鉄工・製缶設備オペレーター	1,244	1,462	1,559	1,617	1,694	1,739	2,257	-	1,498	1,753
06706板金設備オペレーター	1,197	1,406	1,500	1,556	1,630	1,673	2,171	-	1,464	1,729
06707めっき・金属研磨設備オペレーター	1,194	1,403	1,496	1,552	1,626	1,669	2,166	-	1,398	1,602
06708金属溶接・溶断設備オペレーター	1,243	1,461	1,557	1,616	1,693	1,738	2,255	-	1,455	1,665
06799その他の生産設備オペレーター（金属製品）	1,219	1,432	1,527	1,585	1,660	1,704	2,211	-	1,405	1,589
068生産設備オペレーター（食料品等）	1,224	1,438	1,534	1,591	1,667	1,711	2,220	-	1,383	1,541
06801食料品生産設備オペレーター	1,215	1,428	1,522	1,580	1,655	1,699	2,204	-	1,377	1,539
06802飲料・たばこ生産設備オペレーター	1,272	1,495	1,594	1,654	1,732	1,778	2,307	-	1,412	1,552
069生産設備オペレーター（金属製品・食料品等を除く）	1,203	1,414	1,507	1,564	1,638	1,682	2,182	-	1,379	1,557
06901化学製品生産設備オペレーター	1,218	1,431	1,526	1,583	1,659	1,703	2,209	-	1,406	1,593
06902窯業・土石製品生産設備オペレーター	1,234	1,450	1,546	1,604	1,681	1,725	2,238	-	1,427	1,619
06903紡織製品・衣服・繊維製品生産設備オペレーター	1,148	1,349	1,438	1,492	1,564	1,605	2,082	-	1,290	1,434
06904木製品・パルプ・紙製品生産設備オペレーター	1,204	1,415	1,509	1,565	1,640	1,683	2,184	-	1,368	1,532
06905印刷・製本設備オペレーター	1,201	1,411	1,505	1,561	1,636	1,679	2,179	-	1,380	1,559
06906ゴム・プラスチック製品生産設備オペレーター	1,194	1,403	1,496	1,552	1,626	1,669	2,166	-	1,375	1,554
06999その他の生産設備オペレーター（金属製品・食料品等を除く）	1,202	1,412	1,506	1,563	1,637	1,680	2,180	-	1,384	1,567
070機械組立設備オペレーター	1,211	1,423	1,517	1,574	1,649	1,693	2,197	-	1,404	1,596
07001はん用・生産用・業務用機械器具組立設備オペレーター	1,219	1,432	1,527	1,585	1,660	1,704	2,211	-	1,439	1,660
07002電気機械器具組立設備オペレーター	1,193	1,402	1,495	1,551	1,625	1,668	2,164	-	1,373	1,551
07003自動車組立設備オペレーター	1,231	1,446	1,542	1,600	1,677	1,721	2,233	-	1,384	1,537
07004輸送用機械器具組立設備オペレーター（自動車を除く）	1,239	1,456	1,552	1,611	1,688	1,732	2,248	-	1,469	1,698
07005計量計測機器・光学機械器具組立設備オペレーター	1,230	1,445	1,541	1,599	1,675	1,720	2,231	-	1,354	1,478
071製品製造・加工処理工（金属製品）	1,232	1,448	1,544	1,602	1,678	1,722	2,235	-	1,480	1,728
07101製銑工、製鋼工、非鉄金属製錬工	1,244	1,462	1,559	1,617	1,694	1,739	2,257	-	1,461	1,676
07102鋳物製造工、鍛造工	1,237	1,453	1,550	1,608	1,685	1,729	2,244	-	1,440	1,642
07103金属熱処理工	1,241	1,458	1,555	1,613	1,690	1,735	2,251	-	1,429	1,618
07104圧延工	1,243	1,461	1,557	1,616	1,693	1,738	2,255	-	1,473	1,701
07105汎用金属工作機械工	1,204	1,415	1,509	1,565	1,640	1,683	2,184	-	1,444	1,685
07106数値制御金属工作機械工	1,209	1,421	1,515	1,572	1,647	1,690	2,193	-	1,457	1,704
07107金属プレス工	1,189	1,397	1,490	1,546	1,619	1,662	2,157	-	1,396	1,604
07108鉄工、製缶工	1,247	1,465	1,562	1,621	1,698	1,743	2,262	-	1,530	1,812
07109自動車板金工	1,278	1,502	1,601	1,661	1,741	1,787	2,318	-	1,603	1,929
07110板金工（自動車を除く）	1,267	1,489	1,588	1,647	1,726	1,771	2,298	-	1,566	1,865

（円）

	基準値（0年）<100.0>	基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						基準値（0年）最大値	参考値①（0年）	参考値②（0年）
		1年 <117.5>	2年 <125.3>	3年 <130.0>	5年 <136.2>	10年 <139.8>	20年 <181.4>			
07111めっき工、金属研磨工	1,189	1,397	1,490	1,546	1,619	1,662	2,157	-	1,361	1,533
07112金属製器具・建具・金型等製造工	1,210	1,422	1,516	1,573	1,648	1,692	2,195	-	1,428	1,646
07113金属溶接・溶断工	1,267	1,489	1,588	1,647	1,726	1,771	2,298	-	1,531	1,795
07199その他の製品製造・加工処理工（金属製品）	1,227	1,442	1,537	1,595	1,671	1,715	2,226	-	1,426	1,626
072製品製造・加工処理工（食料品等）	1,192	1,401	1,494	1,550	1,624	1,666	2,162	-	1,327	1,463
07201パン・菓子製造工	1,206	1,417	1,511	1,568	1,643	1,686	2,188	-	1,353	1,499
07202食肉加工工	1,221	1,435	1,530	1,587	1,663	1,707	2,215	-	1,365	1,510
07203水産物加工工	1,182	1,389	1,481	1,537	1,610	1,652	2,144	-	1,307	1,431
07204保存食品・冷凍加工食品製造工	1,142	1,342	1,431	1,485	1,555	1,597	2,072	-	1,256	1,369
07205弁当・惣菜類製造工	1,225	1,439	1,535	1,593	1,668	1,713	2,222	-	1,345	1,466
07206他の食料品製造・加工処理工	1,173	1,378	1,470	1,525	1,598	1,640	2,128	-	1,307	1,440
07207飲料・たばこ製造工	1,180	1,387	1,479	1,534	1,607	1,650	2,141	-	1,328	1,477
073製品製造・加工処理工（金属製品・食料品等を除く）	1,179	1,385	1,477	1,533	1,606	1,648	2,139	-	1,341	1,505
07301化学製品製造工	1,209	1,421	1,515	1,572	1,647	1,690	2,193	-	1,391	1,575
07302窯業・土石製品製造工	1,202	1,412	1,506	1,563	1,637	1,680	2,180	-	1,377	1,553
07303紡織製品・衣服・繊維製品製造工	1,094	1,285	1,371	1,422	1,490	1,529	1,985	-	1,192	1,290
07304木製品製造工	1,184	1,391	1,484	1,539	1,613	1,655	2,148	-	1,372	1,559
07305パルプ・紙製品製造工	1,178	1,384	1,476	1,531	1,604	1,647	2,137	-	1,323	1,469
07306印刷・製本作業員	1,202	1,412	1,506	1,563	1,637	1,680	2,180	-	1,378	1,553
07307ゴム製品製造工	1,166	1,370	1,461	1,516	1,588	1,630	2,115	-	1,303	1,439
07308プラスチック製品製造工	1,195	1,404	1,497	1,554	1,628	1,671	2,168	-	1,373	1,551
07399その他の製品製造・加工処理工（金属製品・食料品等を除く）	1,185	1,392	1,485	1,541	1,614	1,657	2,150	-	1,339	1,493
074機械組立工	1,210	1,422	1,516	1,573	1,648	1,692	2,195	-	1,434	1,659
07401はん用・生産用・業務用機械器具組立工	1,245	1,463	1,560	1,619	1,696	1,741	2,258	-	1,509	1,772
07402電気機械組立工	1,184	1,391	1,484	1,539	1,613	1,655	2,148	-	1,421	1,658
07403電気通信機械器具組立工	1,176	1,382	1,474	1,529	1,602	1,644	2,133	-	1,325	1,473
07404電子応用機械器具組立工	1,188	1,396	1,489	1,544	1,618	1,661	2,155	-	1,456	1,722
07405民生用電子・電気機械器具組立工	1,129	1,327	1,415	1,468	1,538	1,578	2,048	-	1,287	1,445
07406半導体製品製造工	1,210	1,422	1,516	1,573	1,648	1,692	2,195	-	1,393	1,577
07407電球・電子管・電池製造工	1,197	1,406	1,500	1,556	1,630	1,673	2,171	-	1,289	1,382
07408電線製造工	1,133	1,331	1,420	1,473	1,543	1,584	2,055	-	1,271	1,409
07409電子機器部品組立工	1,138	1,337	1,426	1,479	1,550	1,591	2,064	-	1,288	1,437
07410他の電気機械器具組立工	1,219	1,432	1,527	1,585	1,660	1,704	2,211	-	1,470	1,720
07411自動車組立工	1,211	1,423	1,517	1,574	1,649	1,693	2,197	-	1,392	1,573
07412輸送用機械器具組立工（自動車を除く）	1,220	1,434	1,529	1,586	1,662	1,706	2,213	-	1,424	1,628
07413計量計測機器・光学機械器具組立工	1,160	1,363	1,453	1,508	1,580	1,622	2,104	-	1,335	1,511
075機械整備・修理工	1,271	1,493	1,593	1,652	1,731	1,777	2,306	-	1,544	1,818
07501はん用・生産用・業務用機械器具整備・修理工	1,274	1,497	1,596	1,656	1,735	1,781	2,311	-	1,538	1,802
07502電気機械器具整備・修理工	1,283	1,508	1,608	1,668	1,747	1,794	2,327	-	1,656	2,030
07503自動車整備・修理工	1,268	1,490	1,589	1,648	1,727	1,773	2,300	-	1,534	1,800
07504輸送用機械器具整備・修理工（自動車を除く）	1,259	1,479	1,578	1,637	1,715	1,760	2,284	-	1,499	1,741
07505計量計測機器・光学機械器具整備・修理工	1,283	1,508	1,608	1,668	1,747	1,794	2,327	-	1,499	1,715
076製品検査工（金属製品）	1,200	1,410	1,504	1,560	1,634	1,678	2,177	-	1,399	1,598
07601金属材料検査工	1,195	1,404	1,497	1,554	1,628	1,671	2,168	-	1,372	1,547
07602金属加工・溶接検査工	1,201	1,411	1,505	1,561	1,636	1,679	2,179	-	1,408	1,615
077製品検査工（食料品等）	1,187	1,395	1,487	1,543	1,617	1,659	2,153	-	1,326	1,465
07701食料品検査工	1,188	1,396	1,489	1,544	1,618	1,661	2,155	-	1,326	1,463
07702飲料・たばこ検査工	1,178	1,384	1,476	1,531	1,604	1,647	2,137	-	1,331	1,483

（円）

	基準値（0年）<100.0>	基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						基準値（0年）最大値	参考値①（0年）	参考値②（0年）
		1年 <117.5>	2年 <125.3>	3年 <130.0>	5年 <136.2>	10年 <139.8>	20年 <181.4>			
078製品検査工（金属製品・食料品等を除く）	1,168	1,372	1,464	1,518	1,591	1,633	2,119	-	1,311	1,455
07801化学製品検査工	1,245	1,463	1,560	1,619	1,696	1,741	2,258	-	1,428	1,611
07802窯業・土石製品検査工	1,239	1,456	1,552	1,611	1,688	1,732	2,248	-	1,425	1,611
07803紡織製品・衣服・繊維製品検査工	1,090	1,281	1,366	1,417	1,485	1,524	1,977	-	1,194	1,297
07804木製品・パルプ・紙製品検査工	1,146	1,347	1,436	1,490	1,561	1,602	2,079	-	1,265	1,383
07805印刷・製本検査工	1,152	1,354	1,443	1,498	1,569	1,610	2,090	-	1,282	1,414
07806ゴム・プラスチック製品検査工	1,128	1,325	1,413	1,466	1,536	1,577	2,046	-	1,250	1,371
07899その他の製品検査工（金属製品・食料品等を除く）	1,157	1,359	1,450	1,504	1,576	1,617	2,099	-	1,305	1,451
079機械検査工	1,209	1,421	1,515	1,572	1,647	1,690	2,193	-	1,410	1,611
07901はん用・生産用・業務用機械器具検査工	1,246	1,464	1,561	1,620	1,697	1,742	2,260	-	1,481	1,715
07902電気機械器具検査工	1,167	1,371	1,462	1,517	1,589	1,631	2,117	-	1,345	1,523
07903自動車検査工	1,246	1,464	1,561	1,620	1,697	1,742	2,260	-	1,430	1,614
07904輸送用機械器具検査工（自動車を除く）	1,217	1,430	1,525	1,582	1,658	1,701	2,208	-	1,465	1,713
07905計量計測機器・光学機械器具検査工	1,177	1,383	1,475	1,530	1,603	1,645	2,135	-	1,366	1,554
080生産関連の職業（塗装・製図を含む）	1,295	1,522	1,623	1,684	1,764	1,810	2,349	-	1,614	1,933
08001建築塗装工	1,285	1,510	1,610	1,671	1,750	1,796	2,331	-	1,669	2,053
08002塗装工（建物を除く）	1,288	1,513	1,614	1,674	1,754	1,801	2,336	-	1,545	1,801
08003画工、看板制作工	1,243	1,461	1,557	1,616	1,693	1,738	2,255	-	1,496	1,750
08004製図工（建物・土木施設）	1,340	1,575	1,679	1,742	1,825	1,873	2,431	-	1,692	2,044
08005製図工（建物・土木施設を除く）	1,282	1,506	1,606	1,667	1,746	1,792	2,326	-	1,598	1,916
08006パタンナー	1,215	1,428	1,522	1,580	1,655	1,699	2,204	-	1,381	1,547
08099その他の生産関連の職業	1,251	1,470	1,568	1,626	1,704	1,749	2,269	-	1,479	1,706
081生産類似の職業	1,205	1,416	1,510	1,567	1,641	1,685	2,186	-	1,375	1,546
08101生産類似の職業	1,205	1,416	1,510	1,567	1,641	1,685	2,186	-	1,375	1,546
13配送・輸送・機械運転の職業	1,359	1,597	1,703	1,767	1,851	1,900	2,465	-	1,523	1,688
082配送・集荷の職業	1,299	1,526	1,628	1,689	1,769	1,816	2,356	-	1,433	1,567
08201荷物配達員	1,286	1,511	1,611	1,672	1,752	1,798	2,333	-	1,432	1,579
08202ルート配送員	1,309	1,538	1,640	1,702	1,783	1,830	2,375	-	1,435	1,562
08203郵便集配員、電報配達員	1,291	1,517	1,618	1,678	1,758	1,805	2,342	-	1,354	1,416
08204新聞配達員	1,292	1,518	1,619	1,680	1,760	1,806	2,344	-	1,463	1,633
083貨物自動車運転の職業	1,449	1,703	1,816	1,884	1,974	2,026	2,628	-	1,631	1,814
08301大型トラック運転手	1,531	1,799	1,918	1,990	2,085	2,140	2,777	-	1,740	1,948
08302中型・小型トラック運転手	1,387	1,630	1,738	1,803	1,889	1,939	2,516	-	1,549	1,712
08303トレーラートラック運転手	1,617	1,900	2,026	2,102	2,202	2,261	2,933	-	1,855	2,094
08304ダンプカー運転手	1,399	1,644	1,753	1,819	1,905	1,956	2,538	-	1,571	1,743
08399その他の貨物自動車運転の職業	1,362	1,600	1,707	1,771	1,855	1,904	2,471	-	1,507	1,652
084バス運転の職業	1,285	1,510	1,610	1,671	1,750	1,796	2,331	-	1,408	1,530
08401路線バス・貸切バス運転手	1,290	1,516	1,616	1,677	1,757	1,803	2,340	-	1,425	1,560
08402送迎バス運転手	1,273	1,496	1,595	1,655	1,734	1,780	2,309	-	1,360	1,445
085乗用車運転の職業	1,181	1,388	1,480	1,535	1,609	1,651	2,142	-	1,271	1,362
08501自家用乗用車運転手（役職員送迎）	1,481	1,740	1,856	1,925	2,017	2,070	2,687	-	1,590	1,700
08502自家用乗用車運転手（利用者送迎）	1,167	1,371	1,462	1,517	1,589	1,631	2,117	-	1,248	1,330
08503タクシー・ハイヤー運転手（介護タクシーを除く）	1,146	1,347	1,436	1,490	1,561	1,602	2,079	-	1,233	1,319
08504介護タクシー運転手	1,183	1,390	1,482	1,538	1,611	1,654	2,146	-	1,310	1,436
08599その他の乗用車運転の職業	1,237	1,453	1,550	1,608	1,685	1,729	2,244	-	1,355	1,472
086その他の自動車運転の職業	1,350	1,586	1,692	1,755	1,839	1,887	2,449	-	1,540	1,729
08699その他の自動車運転の職業	1,350	1,586	1,692	1,755	1,839	1,887	2,449	-	1,540	1,729
087鉄道・船舶・航空機運転の職業	1,313	1,543	1,645	1,707	1,788	1,836	2,382	-	1,519	1,726
08701鉄道運転士	1,121	1,317	1,405	1,457	1,527	1,567	2,033	-	1,252	1,382
08702船長・航海士・運航士（漁労船を除く）、水先人	1,452	1,706	1,819	1,888	1,978	2,030	2,634	-	1,713	1,972
08703船舶機関長・機関士（漁労船を除く）	1,532	1,800	1,920	1,992	2,087	2,142	2,779	-	1,779	2,027
08704航空機操縦士	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

（円）

	基準値（0年）<100.0>	基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						基準値（0年）最大値	参考値①（0年）	参考値②（0年）
		1年 <117.5>	2年 <125.3>	3年 <130.0>	5年 <136.2>	10年 <139.8>	20年 <181.4>			
088その他の輸送の職業	1,268	1,490	1,589	1,648	1,727	1,773	2,300	-	1,386	1,503
08801車掌	1,077	1,265	1,349	1,400	1,467	1,506	1,954	-	1,131	1,185
08802鉄道車両入換・編成作業員	1,081	1,270	1,354	1,405	1,472	1,511	1,961	-	1,196	1,311
08803甲板員、船舶機関員	1,382	1,624	1,732	1,797	1,882	1,932	2,507	-	1,652	1,923
08804フォークリフト運転作業員	1,269	1,491	1,590	1,650	1,728	1,774	2,302	-	1,381	1,493
08899他に分類されない輸送の職業	1,270	1,492	1,591	1,651	1,730	1,775	2,304	-	1,445	1,620
089施設機械設備操作・建設機械運転の職業	1,343	1,578	1,683	1,746	1,829	1,878	2,436	-	1,567	1,791
08901ビル設備管理員	1,329	1,562	1,665	1,728	1,810	1,858	2,411	-	1,496	1,664
08902発電員、変電員	1,356	1,593	1,699	1,763	1,847	1,896	2,460	-	1,639	1,924
08903ボイラーオペレーター	1,211	1,423	1,517	1,574	1,649	1,693	2,197	-	1,387	1,563
08904クレーン・巻上機運転工	1,401	1,646	1,755	1,821	1,908	1,959	2,541	-	1,689	1,976
08905建設機械運転工	1,405	1,651	1,760	1,827	1,914	1,964	2,549	-	1,671	1,937
08999その他の施設機械設備操作・建設機械運転の職業	1,237	1,453	1,550	1,608	1,685	1,729	2,244	-	1,436	1,636
14建設・土木・電気工事の職業	1,352	1,589	1,694	1,758	1,841	1,890	2,453	-	1,681	2,011
090建設躯体工事の職業	1,406	1,652	1,762	1,828	1,915	1,966	2,550	-	1,771	2,135
09001型枠大工	1,381	1,623	1,730	1,795	1,881	1,931	2,505	-	1,756	2,131
09002とび工	1,431	1,681	1,793	1,860	1,949	2,001	2,596	-	1,817	2,202
09003解体工	1,394	1,638	1,747	1,812	1,899	1,949	2,529	-	1,715	2,034
09004鉄筋工	1,373	1,613	1,720	1,785	1,870	1,919	2,491	-	1,728	2,084
091建設の職業（建設躯体工事の職業を除く）	1,357	1,594	1,700	1,764	1,848	1,897	2,462	-	1,700	2,043
09101大工	1,368	1,607	1,714	1,778	1,863	1,912	2,482	-	1,737	2,106
09102ブロック積工、タイル張工	1,419	1,667	1,778	1,845	1,933	1,984	2,574	-	1,758	2,097
09103屋根ふき工	1,297	1,524	1,625	1,686	1,767	1,813	2,353	-	1,669	2,040
09104左官	1,370	1,610	1,717	1,781	1,866	1,915	2,485	-	1,721	2,071
09105畳工	1,218	1,431	1,526	1,583	1,659	1,703	2,209	-	1,440	1,662
09106配管工	1,344	1,579	1,684	1,747	1,831	1,879	2,438	-	1,690	2,036
09107内装工	1,352	1,589	1,694	1,758	1,841	1,890	2,453	-	1,682	2,012
09108防水工	1,396	1,640	1,749	1,815	1,901	1,952	2,532	-	1,776	2,156
09199その他の建設の職業	1,363	1,602	1,708	1,772	1,856	1,905	2,472	-	1,686	2,009
092土木の職業	1,344	1,579	1,684	1,747	1,831	1,879	2,438	-	1,642	1,940
09201建設・土木作業員	1,342	1,577	1,682	1,745	1,828	1,876	2,434	-	1,641	1,939
09202舗装作業員	1,357	1,594	1,700	1,764	1,848	1,897	2,462	-	1,663	1,970
09203鉄道線路工事作業員	1,406	1,652	1,762	1,828	1,915	1,966	2,550	-	1,633	1,860
09204ダム・トンネル掘削作業員	1,688	1,983	2,115	2,194	2,299	2,360	3,062	1,846	2,150	2,612
093採掘の職業	1,315	1,545	1,648	1,710	1,791	1,838	2,385	-	1,528	1,741
09301砂利・砂・粘土採取作業員	1,333	1,566	1,670	1,733	1,816	1,864	2,418	-	1,515	1,696
09399その他の採掘の職業	1,309	1,538	1,640	1,702	1,783	1,830	2,375	1,394	1,534	1,758
094電気・通信工事の職業	1,322	1,553	1,656	1,719	1,801	1,848	2,398	-	1,666	2,009
09401送電線架線・敷設作業員	1,375	1,616	1,723	1,788	1,873	1,922	2,494	-	1,697	2,020
09402配電線架線・敷設作業員	1,307	1,536	1,638	1,699	1,780	1,827	2,371	-	1,607	1,906
09403通信線架線・敷設作業員	1,238	1,455	1,551	1,609	1,686	1,731	2,246	-	1,551	1,865
09404電気通信設備工事作業員	1,303	1,531	1,633	1,694	1,775	1,822	2,364	-	1,621	1,939
09405電気工事作業員	1,326	1,558	1,661	1,724	1,806	1,854	2,405	-	1,676	2,025
15運搬・清掃・包装・選別等の職業	1,236	1,452	1,549	1,607	1,683	1,728	2,242	-	1,365	1,492
095荷役・運搬作業員	1,252	1,471	1,569	1,628	1,705	1,750	2,271	-	1,386	1,521
09501港湾荷役作業員	1,221	1,435	1,530	1,587	1,663	1,707	2,215	-	1,373	1,525
09502陸上荷役・運搬作業員	1,314	1,544	1,646	1,708	1,790	1,837	2,384	-	1,457	1,599
09503倉庫作業員	1,242	1,459	1,556	1,615	1,692	1,736	2,253	-	1,375	1,507
09504梱包作業員	1,177	1,383	1,475	1,530	1,603	1,645	2,135	-	1,302	1,425

（円）

	基準値（０年）<100.0>	基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						基準値（０年）最大値	参考値①（０年）	参考値②（０年）
		１年 <117.5>	２年 <125.3>	３年 <130.0>	５年 <136.2>	10年 <139.8>	20年 <181.4>			
096清掃・洗浄作業員	1,240	1,457	1,554	1,612	1,689	1,734	2,249	-	1,365	1,489
09601ビル・建物清掃員	1,189	1,397	1,490	1,546	1,619	1,662	2,157	-	1,275	1,361
09602ハウスクリーニング作業員	1,256	1,476	1,574	1,633	1,711	1,756	2,278	-	1,457	1,656
09603旅館・ホテル客室清掃整備員	1,245	1,463	1,560	1,619	1,696	1,741	2,258	-	1,361	1,477
09604道路・公園清掃員	1,256	1,476	1,574	1,633	1,711	1,756	2,278	-	1,407	1,559
09605ごみ収集・し尿汲取作業員	1,241	1,458	1,555	1,613	1,690	1,735	2,251	-	1,344	1,447
09606産業廃棄物収集作業員	1,304	1,532	1,634	1,695	1,776	1,823	2,365	-	1,442	1,581
09607乗物洗浄・清掃員	1,250	1,469	1,566	1,625	1,703	1,748	2,268	-	1,458	1,665
09699その他の清掃・洗浄作業員	1,316	1,546	1,649	1,711	1,792	1,840	2,387	-	1,490	1,665
097包装作業員	1,150	1,351	1,441	1,495	1,566	1,608	2,086	-	1,243	1,337
09701製品包装作業員	1,149	1,350	1,440	1,494	1,565	1,606	2,084	-	1,243	1,337
09702ラベル・シール・タグ付け作業員	1,175	1,381	1,472	1,528	1,600	1,643	2,131	-	1,253	1,330
098選別・ピッキング作業員	1,226	1,441	1,536	1,594	1,670	1,714	2,224	-	1,337	1,448
09801選別作業員	1,237	1,453	1,550	1,608	1,685	1,729	2,244	-	1,357	1,476
09802ピッキング作業員	1,212	1,424	1,519	1,576	1,651	1,694	2,199	-	1,311	1,411
099その他の運搬・清掃・包装・選別等の職業	1,230	1,445	1,541	1,599	1,675	1,720	2,231	-	1,374	1,518
09901工場業務員	1,228	1,443	1,539	1,596	1,673	1,717	2,228	-	1,367	1,506
09902小売店品出し・陳列・補充作業員	1,149	1,350	1,440	1,494	1,565	1,606	2,084	1,172	1,248	1,348
09903洗い場作業員	1,210	1,422	1,516	1,573	1,648	1,692	2,195	-	1,281	1,353
09904用務員	1,141	1,341	1,430	1,483	1,554	1,595	2,070	-	1,234	1,327
09999他に分類されない運搬・清掃・包装・選別等の職業	1,260	1,481	1,579	1,638	1,716	1,761	2,286	-	1,429	1,598

注１）上記職業分類は、令和４年改定「厚生労働省編職業分類」に基づくもの

注２）「基準値（０年）」の数値は、令和７年度にハローワークで受理した無期雇用かつフルタイムの求人に係る求人賃金（月給）の下限額の平均を、一定の計算方法（月額×12÷52÷40）で時給換算し、賃金構造基本統計調査から計算した賞与指数「1.02」を乗じて作成

注３）賞与指数の計算には、賃金構造基本統計調査の勤続０年の特別給与が使われているが、賃金構造基本統計調査の勤続０年の特別給与は、採用日から６月30日までに支給されたものを集計しているため、採用日によっては冬季に支給される特別給与が含まれていない場合がある

注４）各年の数値は、基準値（０年）に賃金構造基本統計調査（産業計）から計算した能力・経験調整指数を乗じて作成

0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
100.0	117.5	125.3	130.0	136.2	139.8	181.4

注５）一般基本給・賞与等の額の算定の結果、一般基本給・賞与等の基準値（０年）が最低賃金を下回る場合には、最低賃金の額を基準値（０年）とした上で、当該額に能力・経験調整指数を乗じることにより、一般基本給・賞与等の額を算出すること

注６）「基準値（０年）最大値」の数値は、過去に適用された当該職種の基準値（０年）の額が、令和９年度に適用される基準値（０年）よりも高い場合にその最大の額を記載
なお、令和９年度に適用される基準値（０年）の額が最も高い場合は「－」と記載

注７）「参考値①（０年）」の数値は、令和７年度にハローワークで受理した無期雇用かつフルタイムの求人に係る求人賃金（月給）の上限額と下限額の中間値の平均を時給換算（月額×12÷52÷40）し、賞与指数「1.02」を乗じた数値

注８）「参考値②（０年）」の数値は、令和７年度にハローワークで受理した無期雇用かつフルタイムの求人に係る求人賃金（月給）の上限額の平均を時給換算（月額×12÷52÷40）し、賞与指数「1.02」を乗じた数値

注９）求人件数が30件未満の場合は「－」と表示

別添３

職業安定業務統計による地域指数

	都道府県別地域指数（※）
全国計	100.0
北海道	95.2
青森	86.2
岩手	88.2
宮城	95.9
秋田	86.9
山形	89.2
福島	92.3
茨城	100.8
栃木	100.0
群馬	99.0
埼玉	107.5
千葉	106.8
東京	110.3
神奈川	110.4
新潟	94.1
富山	96.1
石川	97.4
福井	96.8
山梨	98.8
長野	96.5
岐阜	100.5
静岡	100.5
愛知	104.0
三重	98.3
滋賀	98.6
京都	101.2
大阪	106.7
兵庫	102.3
奈良	103.3
和歌山	94.5
鳥取	89.6
島根	87.9
岡山	95.6
広島	97.8
山口	92.1
徳島	91.9
香川	95.2
愛媛	92.3
高知	89.4
福岡	97.0
佐賀	90.5
長崎	87.9
熊本	90.4
大分	91.2
宮崎	87.4
鹿児島	90.3
沖縄	90.7

※　令和５年度から令和７年度に全国のハローワークで受理した無期雇用かつフルタイムの求人をもとに、賃金（月給）の上限額と下限額の中間値の平均の全国計を100として、職業大分類の構成比の違いを除去して指数化

職業安定業務統計による地域指数

	ハローワーク別地域指数（※）
全国計	100.0
北海道	95.2
0101 札幌計	99.3
0102 函館計	93.6
0103 旭川計	90.5
0104 帯広計	94.5
0105 北見計	90.7
0106 紋別計	89.4
0107 小樽計	89.7
0108 滝川計	90.8
0109 釧路計	91.0
0110 室蘭計	93.3
0111 岩見沢計	93.3
0112 稚内計	91.5
0113 岩内計	97.3
0114 留萌計	92.5
0115 名寄計	91.9
0116 浦河計	93.6
0118 網走計	90.7
0119 苫小牧計	94.5
0120 根室計	91.5
0123 札幌東計	96.4
0124 札幌北計	96.8
0125 千歳計	95.0
青森	86.2
0201 青森計	86.9
0202 八戸計	86.6
0203 弘前計	84.9
0204 むつ計	86.9
0205 野辺地計	87.7
0206 五所川原計	81.1
0208 三沢計	87.8
0209 黒石計	82.7

	ハローワーク別地域指数（※）
岩手	88.2
0301 盛岡計	89.4
0302 釜石計	84.8
0303 宮古計	83.9
0304 花巻計	89.3
0305 一関計	88.1
0306 水沢計	86.9
0307 北上計	90.4
0308 大船渡計	84.3
0309 二戸計	83.1
0310 久慈計	84.3
宮城	95.9
0401 仙台計	98.7
0402 石巻計	89.3
0403 塩釜計	95.9
0404 古川計	90.5
0405 大河原計	90.1
0406 築館計	88.6
0407 迫計	87.4
0408 気仙沼計	86.3
秋田	86.9
0501 秋田計	89.0
0502 能代計	87.6
0503 大館計	85.4
0504 大曲計	85.2
0505 本荘計	87.5
0506 横手計	83.6
0507 湯沢計	83.0
0508 鹿角計	83.7
山形	89.2
0601 山形計	90.6
0602 米沢計	88.1
0603 酒田計	88.3
0604 鶴岡計	88.3
0605 新庄計	87.5
0606 長井計	87.1
0607 村山計	89.9
0608 寒河江計	89.5

	ハローワーク別地域指数（※）
福島	92.3
0701 福島計	90.2
0702 いわき計	93.6
0703 会津若松計	86.5
0704 郡山計	95.6
0705 白河計	90.7
0706 須賀川計	90.5
0708 二本松計	89.9
0712 相双計	94.1
茨城	100.8
0801 水戸計	98.5
0802 日立計	97.2
0803 筑西計	98.9
0804 土浦計	102.8
0805 古河計	104.5
0806 常総計	103.3
0808 石岡計	100.6
0809 常陸大宮計	94.2
0810 龍ケ崎計	102.4
0811 高萩計	93.5
0812 常陸鹿嶋計	101.2
栃木	100.0
0901 宇都宮計	101.3
0902 鹿沼計	103.1
0903 栃木計	98.6
0904 佐野計	100.0
0905 足利計	98.6
0906 真岡計	95.4
0907 矢板計	97.4
0908 大田原計	96.8
0909 小山計	99.7
0911 日光計	97.4
0912 黒磯計	97.0

	ハローワーク別地域指数（※）
群馬	99.0
1001 前橋計	96.5
1002 高崎計	100.2
1003 桐生計	95.2
1004 伊勢崎計	101.7
1005 太田計	100.4
1006 館林計	99.7
1007 沼田計	96.9
1008 群馬富岡計	95.6
1009 藤岡計	96.0
1010 渋川計	96.3
埼玉	107.5
1101 川口計	106.3
1102 熊谷計	102.3
1103 大宮計	108.1
1104 川越計	105.6
1105 浦和計	107.3
1106 所沢計	104.9
1107 秩父計	96.9
1108 春日部計	107.2
1109 行田計	100.7
1110 草加計	115.3
1111 朝霞計	106.0
1112 越谷計	107.2
千葉	106.8
1201 千葉計	108.2
1202 市川計	107.8
1203 銚子計	100.8
1204 館山計	100.1
1205 木更津計	105.6
1206 佐原計	100.3
1207 茂原計	102.8
1208 松戸計	107.5
1209 船橋計	109.8
1210 成田計	106.0
1211 千葉南計	104.3

	ハローワーク別地域指数（※）
東京	110.3
1301 飯田橋計	111.6
1303 上野計	108.3
1304 品川計	108.8
1306 大森計	111.9
1307 渋谷計	112.5
1308 新宿計	112.5
1309 池袋計	110.5
1310 王子計	110.4
1311 足立計	109.9
1312 墨田計	112.9
1313 木場計	110.2
1314 八王子計	107.9
1315 立川計	108.3
1316 青梅計	107.4
1317 三鷹計	109.7
1319 町田計	109.4
1320 府中計	106.8
神奈川	110.4
1401 横浜計	112.2
1403 戸塚計	109.3
1404 川崎計	111.0
1405 横須賀計	107.1
1406 平塚計	107.2
1407 小田原計	104.6
1408 藤沢計	109.7
1409 相模原計	110.6
1410 厚木計	106.6
1411 松田計	106.7
1412 横浜南計	111.3
1414 川崎北計	109.9
1415 港北計	112.0
1416 大和計	107.3

	ハローワーク別地域指数（※）
新潟	94.1
1501 新潟計	97.4
1502 長岡計	92.9
1503 上越計	93.8
1504 三条計	93.3
1505 柏崎計	91.9
1506 新発田計	93.3
1507 新津計	93.1
1508 十日町計	87.4
1510 糸魚川計	90.7
1511 巻計	91.8
1512 南魚沼計	94.4
1513 佐渡計	86.9
1514 村上計	88.3
富山	96.1
1601 富山計	97.0
1602 高岡計	96.2
1604 魚津計	93.3
1605 砺波計	93.4
1606 氷見計	93.9
1607 滑川計	97.6
石川	97.4
1701 金沢計	99.4
1702 小松計	95.4
1703 七尾計	93.2
1705 加賀計	98.5
1708 白山計	96.2
1709 輪島計	88.6
福井	96.8
1801 福井計	97.6
1802 武生計	96.4
1803 大野計	91.6
1804 三国計	98.2
1805 敦賀計	95.7
1806 小浜計	95.6

	ハローワーク別地域指数（※）
山梨	98.8
1901 甲府計	98.9
1903 塩山計	96.9
1904 韮崎計	98.9
1905 鰍沢計	95.8
1907 富士吉田所計	100.0
長野	96.5
2001 長野計	97.0
2002 松本計	96.3
2004 上田計	95.0
2005 飯田計	95.5
2006 伊那計	98.3
2007 篠ノ井計	96.6
2008 飯山計	94.2
2010 木曽福島計	94.1
2011 佐久計	98.2
2012 大町計	95.5
2013 須坂計	94.6
2014 諏訪計	97.1
岐阜	100.5
2101 岐阜計	101.8
2102 大垣計	99.9
2103 多治見計	102.3
2104 高山計	97.6
2105 恵那計	97.5
2106 関計	98.8
2107 美濃加茂計	97.1
2109 中津川計	95.3

	ハローワーク別地域指数（※）
静岡	100.5
2201 静岡計	100.4
2202 浜松計	101.2
2203 沼津計	101.6
2204 清水計	99.5
2205 三島計	101.6
2206 掛川計	99.1
2207 富士宮計	98.1
2208 島田計	98.5
2209 磐田計	99.8
2210 富士計	99.0
2211 下田計	98.1
2212 焼津計	100.5
愛知	104.0
2301 名古屋東計	106.9
2302 名古屋中計	105.0
2303 名古屋南計	104.4
2304 豊橋計	103.5
2305 岡崎計	102.4
2306 一宮計	104.6
2307 半田計	102.4
2308 瀬戸計	100.6
2309 豊田計	101.5
2310 津島計	102.5
2311 刈谷計	102.0
2312 西尾計	101.0
2313 犬山計	102.5
2314 豊川計	100.1
2315 新城計	97.4
2317 春日井計	104.5
三重	98.3
2401 四日市計	101.2
2402 伊勢計	95.6
2403 津計	95.9
2404 松阪計	97.0
2405 桑名計	101.5
2406 伊賀計	98.6
2408 尾鷲計	90.5
2409 鈴鹿計	100.3

	ハローワーク別地域指数（※）
滋賀	98.6
2501 大津計	99.1
2502 長浜計	96.1
2503 彦根計	97.4
2504 東近江計	98.3
2505 甲賀計	98.0
2506 草津計	100.4
京都	101.2
2601 京都西陣計	101.0
2602 京都七条計	102.8
2603 伏見計	102.2
2604 京都田辺計	103.6
2605 福知山計	98.2
2606 舞鶴計	97.6
2607 峰山計	93.6
2608 宇治計	100.9
大阪	106.7
2701 大阪東計	105.9
2702 梅田計	107.5
2703 大阪西計	106.5
2704 阿倍野計	106.3
2706 淀川計	105.4
2707 布施計	108.3
2708 堺計	106.3
2709 岸和田計	105.6
2710 池田計	105.4
2711 泉大津計	106.1
2712 藤井寺計	106.6
2713 枚方計	106.8
2714 泉佐野計	105.9
2715 茨木計	105.7
2716 河内長野計	103.4
2718 門真計	106.3

	ハローワーク別地域指数（※）
兵庫	102.3
2801 神戸計	102.7
2802 灘計	108.7
2803 尼崎計	104.6
2804 西宮計	105.8
2805 姫路計	100.3
2806 加古川計	100.9
2807 伊丹計	102.5
2808 明石計	102.3
2809 豊岡計	96.5
2810 西脇計	99.4
2811 洲本計	95.2
2813 柏原計	99.3
2820 西神計	102.2
2821 龍野計	98.1
奈良	103.3
2901 奈良計	108.1
2902 大和高田計	100.7
2903 桜井計	98.7
2904 下市計	96.7
2905 大和郡山計	97.9
和歌山	94.5
3001 和歌山計	95.4
3002 新宮計	93.8
3003 田辺計	91.9
3004 御坊計	90.8
3005 湯浅計	94.4
3006 海南計	95.5
3007 橋本計	93.0
鳥取	89.6
3101 鳥取計	89.1
3102 米子計	90.5
3103 倉吉計	88.0

	ハローワーク別地域指数（※）
島根	87.9
3201 松江計	88.4
3202 浜田計	86.2
3203 出雲計	89.5
3204 益田計	87.7
3205 雲南計	86.7
3206 石見大田計	85.1
岡山	95.6
3301 岡山計	98.4
3302 津山計	91.0
3303 倉敷中央計	95.5
3304 玉野計	92.7
3306 和気計	96.2
3307 高梁計	91.4
3308 笠岡計	93.5
3311 西大寺計	95.9
広島	97.8
3401 広島計	100.1
3402 広島西条計	96.0
3403 呉計	95.3
3404 尾道計	92.8
3405 福山計	97.6
3406 三原計	94.0
3407 三次計	93.5
3408 可部計	97.2
3411 府中計	91.9
3414 広島東計	98.6
3415 廿日市計	96.0
山口	92.1
3501 山口計	92.4
3502 下関計	92.3
3503 宇部計	91.5
3505 防府計	92.8
3506 萩計	89.7
3507 徳山計	91.4
3508 下松計	92.2
3509 岩国計	92.6
3510 柳井計	90.0

	ハローワーク別地域指数（※）
徳島	91.9
3601 徳島計	92.4
3603 三好計	88.5
3604 美馬計	91.8
3605 阿南計	91.0
3606 吉野川計	89.3
3607 鳴門計	91.9
香川	95.2
3701 高松計	95.9
3702 丸亀計	96.2
3703 坂出計	94.6
3704 観音寺計	93.2
3705 さぬき計	93.1
3706 土庄計	90.0
愛媛	92.3
3801 松山計	93.8
3802 今治計	91.6
3803 八幡浜計	85.0
3804 宇和島計	86.7
3805 新居浜計	92.1
3806 西条計	91.3
3807 四国中央計	95.1
3808 大洲計	86.2
高知	89.4
3901 高知計	90.1
3902 須崎計	88.9
3903 四万十計	83.1
3904 安芸計	86.6
3905 いの計	88.7

	ハローワーク別地域指数（※）
福岡	97.0
4001 福岡中央計	100.6
4002 飯塚計	93.9
4003 大牟田計	90.8
4004 八幡計	94.8
4005 久留米計	93.8
4006 小倉計	97.5
4008 直方計	94.3
4009 田川計	92.3
4010 行橋計	92.1
4012 福岡東計	98.9
4014 八女計	90.8
4015 朝倉計	91.4
4018 福岡南計	97.2
4019 福岡西計	96.2
佐賀	90.5
4101 佐賀計	90.9
4102 唐津計	90.2
4103 武雄計	88.5
4104 伊万里計	90.2
4105 鳥栖計	92.0
4106 鹿島計	86.0
長崎	87.9
4201 長崎計	90.3
4202 佐世保計	87.9
4203 諫早計	87.0
4204 大村計	86.9
4205 島原計	83.3
4206 江迎計	85.1
4207 五島計	82.6
4208 対馬計	83.5

	ハローワーク別地域指数（※）
熊本	90.4
4301 熊本計	92.3
4302 八代計	90.5
4303 菊池計	90.4
4304 玉名計	89.0
4306 天草計	84.4
4307 球磨計	83.3
4308 宇城計	90.6
4309 阿蘇計	87.8
4310 水俣計	85.2
大分	91.2
4401 大分計	93.1
4402 別府計	89.7
4403 中津計	89.6
4404 日田計	89.1
4406 佐伯計	89.3
4407 宇佐計	87.4
4408 豊後大野計	87.4
宮崎	87.4
4501 宮崎計	88.8
4502 延岡計	84.7
4503 日向計	86.3
4504 都城計	87.9
4505 日南計	83.3
4506 高鍋計	85.0
4507 小林計	86.0

	ハローワーク別地域指数（※）
鹿児島	90.3
4601 鹿児島計	92.4
4602 川内計	87.8
4603 鹿屋計	86.1
4604 国分計	92.1
4605 加世田計	87.6
4606 伊集院計	88.5
4608 大隅計	85.9
4609 出水計	88.5
4611 名瀬計	85.7
4612 指宿計	88.0
沖縄	90.7
4701 那覇計	91.6
4702 沖縄計	89.3
4703 名護計	86.2
4704 宮古計	91.7
4705 八重山計	90.2

※　令和５年度から令和７年度に全国のハローワークで受理した無期雇用かつフルタイムの求人をもとに、賃金（月給）の上限額と下限額の中間値の平均の全国計を100として、職業大分類の構成比の違いを除去して指数化

1．退職手当制度がある企業の割合

別添４

74.9%（令和５年就労条件総合調査（厚生労働省））
89.3%【退職一時金制度】（令和７年賃金事情等総合調査（中央労働委員会））
96.0%【退職年金制度】（令和７年賃金事情等総合調査（中央労働委員会））
92.3%（令和３年民間企業退職給付調査（人事院））
64.2%（令和６年中小企業の賃金・退職金事情（東京都））

2．退職手当の受給に必要な所要年数

退職一時金の受給に必要な最低勤続年数階級別企業数割合（調査産業計）　（%）

	１年未満	１年以上２年未満	２年以上３年未満	３年以上４年未満	４年以上５年未満	５年以上
会社都合	12.4	18.3	8.0	45.9	2.5	9.9
自己都合	4.5	12.7	9.3	57.0	2.8	12.0

令和５年就労条件総合調査（厚生労働省）

退職一時金受給資格付与に要する最低勤続年数（調査産業計）（%）

	１年未満	１年以上２年未満	２年以上３年未満	３年以上
会社都合	58.0	28.2	4.6	9.2
自己都合	5.3	26.0	16.0	51.1

令和７年賃金事情等総合調査（中央労働委員会）

退職一時金受給のための最低勤続年数（調査産業計）　（%）

	１年未満	１年	２年	３年	４年	５年以上	無記入
会社都合	8.4	19.7	8.1	34.4	2.3	8.4	18.7
自己都合	0.3	14.2	11.6	47.3	3.3	11.4	11.9

令和６年中小企業の賃金・退職金事情（東京都）

3．退職手当の支給月数

勤続20年以上かつ45歳以上の定年退職者　（月）

	大学・大学院卒 管理・事務・技術職	高校卒 管理・事務・技術職	高校卒 現業職	中学卒 現業職
計	36.0	38.6	34.3	35.7
20～24年	19.6	15.5	14.3	14.4
25～29年	31.5	17.4	20.4	19.1
30～34年	34.5	27.3	25.3	23.0
35年以上	38.9	42.3	39.8	44.2

令和５年就労条件総合調査（厚生労働省）

勤続20年以上かつ45歳以上の会社都合退職者　（月）

	大学・大学院卒 管理・事務・技術職	高校卒 管理・事務・技術職	高校卒 現業職	中学卒 現業職
計	27.9	33.8	25.0	-
20～24年	27.4	21.0	-	-
25～29年	27.7	38.6	22.2	-
30～34年	28.0	42.4	20.9	-
35年以上	28.0	31.0	32.1	-

令和５年就労条件総合調査（厚生労働省）

勤続20年以上かつ45歳以上の自己都合退職者　（月）

	大学・大学院卒 管理・事務・技術職	高校卒 管理・事務・技術職	高校卒 現業職	中学卒 現業職
計	30.3	33.3	29.5	22.6
20～24年	15.9	11.4	10.8	20.8
25～29年	23.2	23.8	20.5	11.6
30～34年	39.4	25.7	31.6	31.6
35年以上	43.0	47.3	46.8	17.9

令和５年就労条件総合調査（厚生労働省）

勤続20年以上かつ45歳以上の早期優遇退職者　（月）

	大学・大学院卒 管理・事務・技術職	高校卒 管理・事務・技術職	高校卒 現業職	中学卒 現業職
計	39.9	58.0	60.7	-
20～24年	41.5	-	23.0	-
25～29年	38.0	33.8	51.2	-
30～34年	44.0	54.9	61.4	-
35年以上	30.3	62.5	62.6	-

令和５年就労条件総合調査（厚生労働省）

退職事由、勤続年数別モデル退職金月収換算月数　（月）

勤続年数	大卒（総合職）事務・技術労働者		大卒（一般職）事務・技術労働者	
	自己都合	会社都合	自己都合	会社都合
3	1.3	2.5	1.9	3.0
5	2.2	4.2	2.9	4.6
10	5.4	8.7	5.8	9.0
15	9.4	13.3	9.9	13.7
20	14.8	18.1	15.7	19.6
25	21.8	25.3	22.3	27.2
30	29.8	32.5	28.2	30.2
35	35.9	38.8	30.8	33.4
38	39.3	42.3	33.4	35.7
定年	-	42.4	-	45.2

令和７年賃金事情等総合調査（中央労働委員会）

退職事由、勤続年数別モデル退職金月収換算月数　（月）

勤続年数	短大・高専卒（総合職）事務・技術労働者		短大・高専卒（一般職）事務・技術労働者	
	自己都合	会社都合	自己都合	会社都合
3	1.0	2.2	1.2	2.3
5	1.9	4.2	2.3	4.1
10	4.6	7.7	5.4	8.3
15	8.8	12.3	8.8	12.4
20	15.4	19.1	16.6	19.0
25	23.0	26.9	22.3	25.6
30	31.0	33.8	30.8	32.3
35	35.3	37.0	35.1	36.6
40	40.2	42.3	40.4	43.3
定年	-	46.6	-	47.2

令和７年賃金事情等総合調査（中央労働委員会）

退職事由、勤続年数別モデル退職金月収換算月数　（月）

勤続年数	高校卒（総合職）事務・技術労働者		高校卒（一般職）事務・技術労働者		高校卒生産労働者	
	自己都合	会社都合	自己都合	会社都合	自己都合	会社都合
3	1.2	2.5	1.2	2.3	1.1	2.7
5	2.1	4.0	2.2	3.9	2.0	4.1
10	5.3	8.5	4.9	7.9	4.8	8.5
15	9.3	13.2	8.7	12.2	8.8	13.2
20	15.8	19.7	15.6	18.7	15.5	19.5
25	22.6	27.5	19.7	22.7	22.8	26.5
30	29.2	34.2	29.2	32.0	30.8	33.9
35	35.4	37.7	35.0	36.3	38.8	40.7
42	41.8	44.8	42.2	43.5	42.2	43.2
定年	-	49.5	-	45.4	-	44.6

令和７年賃金事情等総合調査（中央労働委員会）

モデル退職金（調査産業計）　（月）

勤続年数	高校卒		勤続年数	高専・短大卒		勤続年数	大学卒	
	自己都合	会社都合		自己都合	会社都合		自己都合	会社都合
1	0.3	0.5	1	0.3	0.5	1	0.2	0.4
3	0.9	1.3	3	1.0	1.3	3	0.9	1.3
5	1.8	2.3	5	1.8	2.2	5	1.7	2.3
10	3.9	5.0	10	3.9	5.8	10	3.9	5.0
15	6.9	8.6	15	6.4	7.8	15	6.6	8.1
20	9.3	11.1	20	9.3	10.9	20	9.8	11.6
25	12.9	15.2	25	12.2	14.3	25	13.0	15.8
30	15.9	18.1	30	15.1	17.2	30	17.8	18.4
35	18.1	20.4	35	17.6	19.9	33	18.1	20.2
37	18.4	21.0	定年	-	23.5	定年	-	24.9
定年	-	23.5	-	-	-	-	-	-

令和６年中小企業の賃金・退職金事情（東京都）

４．退職手当の支給金額

勤続20年以上かつ45歳以上の定年退職者　（万円）

	大学・大学院卒 管理・事務・技術職	高校卒 管理・事務・技術職	高校卒 現業職	中学卒 現業職
計	1,896	1,682	1,183	1,059
20～24年	1,021	557	406	292
25～29年	1,559	618	555	498
30～34年	1,891	1,094	800	757
35年以上	2,037	1,909	1,471	1,369

令和５年就労条件総合調査（厚生労働省）

勤続20年以上かつ45歳以上の会社都合退職者　（万円）

	大学・大学院卒 管理・事務・技術職	高校卒 管理・事務・技術職	高校卒 現業職	中学卒 現業職
計	1,738	1,385	737	-
20～24年	1,383	540	-	-
25～29年	1,447	1,006	628	-
30～34年	1,795	1,825	577	-
35年以上	2,086	1,498	1,014	-

令和５年就労条件総合調査（厚生労働省）

勤続20年以上かつ45歳以上の自己都合退職者　（万円）

	大学・大学院卒 管理・事務・技術職	高校卒 管理・事務・技術職	高校卒 現業職	中学卒 現業職
計	1,441	1,280	921	731
20～24年	709	349	380	637
25～29年	1,057	829	612	362
30～34年	2,022	1,012	846	1,080
35年以上	2,115	2,026	1,641	549

令和５年就労条件総合調査（厚生労働省）

勤続20年以上かつ45歳以上の早期優遇退職者　（万円）

	大学・大学院卒 管理・事務・技術職	高校卒 管理・事務・技術職	高校卒 現業職	中学卒 現業職
計	2,266	2,432	2,146	-
20～24年	2,144	-	511	-
25～29年	2,151	940	1,514	-
30～34年	2,657	2,173	2,179	-
35年以上	1,515	2,873	2,299	-

令和５年就労条件総合調査（厚生労働省）

退職事由、勤続年数別モデル退職金総額　（千円）

勤続年数	大卒（総合職）事務・技術労働者		大卒（一般職）事務・技術労働者	
	自己都合	会社都合	自己都合	会社都合
3	364	740	538	810
5	691	1,298	855	1,324
10	2,021	3,330	1,928	2,920
15	4,186	6,012	3,699	5,029
20	7,664	9,523	6,422	7,830
25	12,269	14,571	9,960	11,586
30	18,110	20,099	14,107	14,797
35	21,849	23,695	15,994	16,956
38	23,642	25,608	17,239	18,399
定年	-	25,588	-	21,871

令和７年賃金事情等総合調査（中央労働委員会）

退職事由、勤続年数別モデル退職金総額　（千円）

勤続年数	短大・高専卒（総合職）事務・技術労働者		短大・高専卒（一般職）事務・技術労働者	
	自己都合	会社都合	自己都合	会社都合
3	266	594	290	583
5	563	1,238	605	1,067
10	1,499	2,502	1,618	2,470
15	3,382	4,752	2,938	4,129
20	6,794	8,411	6,153	7,029
25	10,150	11,839	8,565	9,784
30	15,236	16,647	12,504	13,017
35	18,092	18,934	15,833	16,492
40	20,398	21,442	17,566	18,830
定年	-	24,405	-	18,293

令和７年賃金事情等総合調査（中央労働委員会）

退職事由、勤続年数別モデル退職金総額　（千円）

勤続年数	高校卒（総合職）事務・技術労働者		高校卒（一般職）事務・技術労働者		高校卒生産労働者	
	自己都合	会社都合	自己都合	会社都合	自己都合	会社都合
3	291	592	268	525	262	623
5	551	1,029	535	935	480	989
10	1,603	2,527	1,390	2,208	1,366	2,405
15	3,252	4,551	2,804	3,935	2,868	4,302
20	6,215	7,695	5,519	6,548	5,653	7,113
25	9,587	11,525	7,631	8,805	8,934	10,421
30	13,597	15,831	11,950	13,085	13,204	14,535
35	17,527	18,656	15,603	16,167	17,422	18,261
42	20,949	22,256	18,471	19,043	19,274	19,727
定年	-	23,579	-	19,249	-	19,418

令和７年賃金事情等総合調査（中央労働委員会）

モデル退職金（調査産業計）　（千円）

勤続年数	高校卒 自己都合	高校卒 会社都合	勤続年数	高専・短大卒 自己都合	高専・短大卒 会社都合	勤続年数	大学卒 自己都合	大学卒 会社都合
1	63	97	1	59	97	1	55	96
3	196	266	3	209	282	3	215	304
5	397	513	5	406	516	5	432	574
10	985	1,264	10	1,021	1,528	10	1,125	1,448
15	1,903	2,373	15	1,856	2,270	15	2,093	2,559
20	2,881	3,428	20	3,035	3,578	20	3,468	4,081
25	4,342	5,100	25	4,373	5,099	25	5,073	6,156
30	5,757	6,570	30	5,822	6,635	30	7,507	7,762
35	7,008	7,905	35	7,217	8,153	33	7,968	8,897
37	7,398	8,419	定年	-	9,920	定年	-	11,495
定年	-	9,741	-	-	-	-	-	-

令和６年中小企業の賃金・退職金事情（東京都）

退職事由別平均退職給付額　（千円）

勤続年数	定年退職	会社都合退職
20年	6,178	12,909
21年	6,823	10,849
22年	7,723	9,460
23年	8,168	9,532
24年	9,404	10,885
25年	10,436	14,769
26年	11,136	18,155
27年	11,231	21,165
28年	12,587	27,888
29年	13,916	34,270
30年	14,505	38,126
31年	15,381	37,223
32年	16,593	36,024
33年	19,035	33,755
34年	22,699	34,328
35年	23,318	32,111
36年	24,372	31,218
37年	23,818	31,983
38年	23,532	31,770
39年	21,663	30,430
40年	21,574	27,923
41年	22,049	27,160
42年	22,381	28,621
43年	22,877	29,830
44年	25,119	16,630
45年以上	23,686	50,953

令和３年民間企業退職給付調査（人事院）